

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年9月6日

時 間：午前10時00分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午前10時00分

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明
産業振興課長兼農業委員会長 事務局長	三瓶保重

参事官兼 健康福祉課長	渡辺清治
参事官兼 生活環境課長	緑川富男
税務課長	阿久津守雄
教育総務課長	猪狩隆
生涯学習課長	高野善男
総務課主幹兼 課長補佐	菅野利行
企画課長補佐	深谷高俊
総務係長	松本真樹

職務のための出席者

事務局長	角政實
事務局庶務係長	原田徳仁

付議案件

1. 平成24年9月定例会提出議案の説明について
 - (1) 富岡町災害復興計画（第一次）について
 - (2) 富岡町東日本大震災復興交付基金条例について
 - (3) 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について
 - (4) 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - (5) 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - (6) その他
2. 平成24年9月定例会提出予定の議員発議等について
 - (1) 議員派遣の報告について
 - (2) 発議第7号 議員派遣の件について
 - (3) その他
3. その他

開会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は14名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議をいたします。

休議 (午前10時01分)

再開 (午前10時02分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで、町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤勝也君） 議員の皆様、おはようございます。

まず、案件の説明の前に、一言おわびと、それからご報告を申し上げます。一昨日の原子力に関する特別委員会あるいは災害対策本部の件につきまして、私午後から別な所用のために欠席いたしました。その辺については、前からの夕方、東京で夜の重要案件のあれもありましたので、予定どおりに上京しました。副町長会議がその後、午後2時から入っていまして、そういうことで私と副町長が欠席の中での会議ということで、大変申しわけなく思っています。心からこの場をおかりしておわび申し上げます。今後は、このようなこと二度とないようにしっかりとスケジュールの中で調整しながら、当然議員の会議を最優先でこれから取り組みますので、ひとつご了承願いたいと思います。

なお、新聞等にも出ていましたが、一昨日の上京の要件の前に、時間を若干1時間ほど費やして、急遽住民説明会の結果を踏まえて平野復興大臣、それから細野原発環境大臣にお会いすることができました。それで、議会と全員協議会での今までの取りまとめた意見書、これを持って、それから町のつくった、いわゆる一昨日もお見せしましたロードマップ関係も含めて、内容説明と同時に住民説明の内容も大臣に報告し、いろいろ協議をさせていただきました。

中身については、まだまだ国側からの考え方は、現地を見てもまだしっかりと分析検証に値する材料がまだ不十分でありますので、国の考え方はまだ私どもとは温度差があるやと思いましたので、しっかりと国のはうからも何回か現地に入って、つぶさにどのような状況なのか、家屋も外見だけではなくて、中まで入って、結局5回も一時帰宅で町民がどのようなうちの中の状況だか、それはもう住めない状況だということはみな同じ考え方ですから、外見だけではどうにも済まない。中に入つて、いわゆる雨漏りした中の高線量だと、それからネズミが繁殖して家財や柱がみんなかじられて、もうそんな状況がありますよと、それを踏まえてもう一度見ていただきたいということを申し上げ、その上で今後町とよく協議をしながら、これからしっかりと検証をしていきたいというお話をいただきました。早速、きょう復興庁の職員が現地に、この間おいでになった方と違った方が入る予定になっております。

それから、細野大臣においても同じような話をしまして、私ども議会ともどもこの一律平等という、そのものについての5年間の期間というものについては、これは現実的であるということを、いろいろ事務レベルの中では、いわゆる賠償の基準の中に附帯条項にもうたっているとおり、それをちゃんと我々の考え方を尊重してつくられたわけですから、関係閣僚についてはしっかりとこれについては我々の考え方を確認しながら、ひとつこれに対してのお答えを出していただくようにぜひお願いしたいということで、大臣のはうからは十分にわかりましたと、協議をさせていただきますと、そういうお話をありました。その前に、ちょうど柳沢経済産業副大臣もおりましたものだから、この間の御礼と同時に、いろいろまだまだ温度差があるということを踏まえて、再度1対1で協議をしてきました。これについて報告

をさせていただきます。

今回の私どもの考え方、もちろん議会も一緒に今まで行動をともにしてきたわけですが、急な状況の中で関係閣僚が難色を示しているというような情報が入って、いろいろ確認作業をしましたら、我々はもう復興庁の審議官を含めて、この附帯条項にもちゃんと公表の基準の中にうたっていますので、それははっきりと町の考え方をこれにちゃんと文言化してくれたわけですから、ただそれを閣僚関係が、政府側がその後どういうふうな関係でそういうふうな難色を示しているか、これについてはまだ不透明でございますが、とにかく今後再度また定例議会終わったら、議長ともども正式に文書、議決をさせていただいた後に、再度要請に来ますということを申し上げてきたところでありまして、以上報告をさせていただきます。

次に、きのうの町村長の会議が午前中ありますと、1件だけ報告させていただきますと、それは中間貯蔵施設が大熊、双葉、楢葉3町に国のほうからの地質等々の調査をさせてくださいという要請がございます。これについては、全く白紙状況の中で今後どうすればいいのかという、そういう議論をいたしました。結果的には、私の考え方を申し上げましたが、富岡町は中間貯蔵施設が入っていないけれども、富岡は富岡なりに重い担当を強いられております。それは忘れないでくださいと、それは新聞等には富岡抜けているがどうなのだというご指摘があるようすけれども、我々は管理型の10万ベクレルの最終処分場の問題を協力してくれませんかと来ております。もう既に沿線の行政区代表からも反対の要望も出ていますし、これは中間貯蔵は30年後に持ち出すということになっていますが、うちのほうは最終処分場ということで、大変これについては重い責任を負わされて、これからどうするかということでいろいろ今後議会と検討していくかなければなりません。しかし、これは中間貯蔵施設も含めて、もうボールは投げられた以上は、やはりしっかりとこれについては国から丁寧な説明をしていただくというか、説明を聞くことは当然であろう。その中には議会あるいは区長会、その他住民のそういう一つの基準を踏んでの説明を受けるべきではないかということで、私のほうからもそういう提案をいたしました。結論的には、それに抵抗された首長もいましたけれども、他町村の総体的な中ではそれがベターだろうと。それについての問題は、聞くことはやぶさか

ではないと、それによって議論を今後していくべきだろうということで、そのような結果を報告いたします。新聞にもそのように出ているようでございますが、それだけは諸報告、その他の議題については、特に改めて報告する問題は、町外のコミュニティーの問題とかありますけれども、その程度にさせて報告にかえさせていただきたいと思います。

それでは、本日の全員協議会の案件は、9月定例会の提案に先立ち、計画制定案件1件、新規条例制定案件1件、条例の一部改正案件3件の計5件についてご説明申し上げます。

初めに、計画制定案件についてであります。6月1日の全員協議会で説明させていただいた富岡町災害復興計画につきましては、議員の皆様からご指摘いただきました件につきまして検討し、修正を加えましたので、修正を行った富岡町災害復興計画（第一次）をお示しするものであります。

次に、新規条例制定案件でございますが、国の交付金を基金に積み立て、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、東日本大震災復興交付金基金条例を新規に制定するものであります。

次に、条例の一部改正案件でございます。まず、富岡町課設置条例の一部を改正する条例についてでありますが、震災以降の災害業務と町の行政組織との整合性を図るため、生涯学習を1係として1課減らし、避難住民の生活支援を図るため、生活支援課の1課を追加し、また賠償にかかる新部門として賠償対策係を新設する等の内容であります。

次に、富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、福島県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の施行により、福島県内において18歳以下の子供の医療費無料化が実施されることから、年齢15歳から18歳に引き上げる内容であります。

次に、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでありますが、平成24年度国民健康保険税の課税額の算定に伴い、税率等の改正を行うものであります。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、平成24年9月定例議会提出議案の説明についての件を議題といたします。

まず（1）、富岡町災害復興計画（第一次）について、企画課長より説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） おはようございます。それでは（1）、富岡町災害復興計画（第一次）についてご説明申し上げます。

まず、第一次案につきましては、6月1日に開催されました全員協議会において素案を説明させていただき、その後町民に対しパブリックコメントを実施後、第7回の策定委員会を開催し、素案を取りまとめました。その後富岡町総合開発審議会に諮問し、答申を得ましたので、本日委員の皆様に説明し、了承を得て、今定例会に議案として上程いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

内容につきましては、さきの全員協議会から変更になった部分のみを説明させていただきます。

○議長（宮本皓一君） 着席して説明してください。

○企画課長（横須賀幸一君） 説明は、さきに送付させていただきました資料、富岡町災害復興計画（第一次）案にて深谷課長補佐より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日計画の委託をしております日本工営株式会社社会システム事業部の溝口部長代理と浅見さんに同席していただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） 深谷です。よろしくお願ひいたします。それでは、私より富岡町災害復興計画（第一次）案について説明申し上げます。

お配りしたものには赤字の見え消しや、赤字が追加されている箇所がございますが、前回の全員協議会でのご意見やご指摘、その後実施したパブリックコメント、さらには直面する情勢を受けて見直した部分でございます。本来は全て黒文字でございますが、説明資料として変更箇所を示すために赤黒とさせていただきました。

それでは、ページを追ってご説明申し上げます。まず、表紙でございますが、「素案」の「素」を消しまして、「6月」を「9月」に訂正しております。

表紙をめくってください。左側が目次、右側には町長の挨拶文を掲載いたします。

続きまして、ページをめくっていただきまして4ページをお開きください。「第1章 復興計画の策定にあたって」では、当面帰還できない人々の生活再建のために、生活拠点の整備に全力で取り組むことを記載いたしました。富岡町内等、いわきや郡山に生活拠点を整備するため、双葉郡が連携し、国、県に強く要望し、早期実現を目指すものです。語句の訂正として中段付近でございますが、「帰町」を「帰還」に訂正し、前後の「帰還」という言葉に合わせました。

同じページの下から6行の部分でございますが、帰還時期について明示しました。大きな追加内容でございます。震災から6年後の平成29年度としました。今後行われる除染、インフラ復旧、医療施設や雇用確保などに最低でも5年、震災から6年はかかると判断し、平成29年度を帰還開始年度としました。

5ページでございますが、9行目の「帰還する」というものを「帰還できる」に変更しました。これは、帰還はするかしないかではなく、できるかできないかであるという考えに立ったものでございます。

以下の2つ目の枠の中においては、「災害」という言葉を追加し、「富岡町災害復興計画」といたしました。

6ページをお開きください。5行目の語尾を「取り組んでいきます」から「取り組みます」に訂正しました。

6行目でございます。アンダーライン部分でございますが、復旧期については、平成24年度から27年度までの4年間を、4ページでご説明申し上げた帰還時期の考えに合わせ、今後5年間とし、24年度から28年度までとしました。

復旧期は、帰還開始までの除染、インフラ復旧、災害公営住宅等の整備を重点的

に実施する期間となります。

そこから5行下のアンダーライン部分でございます。復興期については、復旧期の変更に伴い、28年度から32年度までを29年度から32年度までの4年間に見直しました。復興期は、震災前の状態まで回復させるため、さらなる各復旧事業を推進するとともに、創造的な復興に取り組む期間となります。当面帰還できない方々には、町外の生活拠点において快適な生活が送れるように、環境の向上を図る期間となります。

6ページにおいて語句の訂正も数カ所行いました。5行目「取り組んでいきます」を「取り組みます」、7行目「生活できる場」を「生活できる環境」に訂正しました。

7ページにおいても語尾の訂正を行い、「何々支援していきます」を「支援します」、「取り組んでいきます」を「取り組みます」、10行目では、「必須となります」を「必要です」、12行目「要請していきます」を「要請します」に訂正しました。

1—7、「計画の見直しと進捗管理」を「計画期間」とは別に記載しました。分けて記載したほうが理解しやすいというご意見をもとに訂正を行ったものでございます。文中、下から6行目の事業者は、「東京電力」と明確にしました。その下は、「行っていきます」を「行います」、「管理していきます」を「管理します」と訂正いたしました。

8ページをお開きください。「第2章 基本理念と基本方針」についてですが、3行目「帰りたくてもすぐには帰ることができない」という表現を「当面帰町できない」に訂正し、枠の中3行目以下については、「町民との協働によるまちづくり」の意味がわかりづらいというご意見を受けて削除したものです。

9ページ上の理念3については、当面帰還できない町民の心身の健康を守ることが重要であるというご意見を取り入れました。帰還できない方について、線量が高く帰還できない方がいるというご意見がありまして、これを記載いたしました。6行目には、居住先での不安感の解消のために、コミュニティー施設の設置や活動を記載いたしました。

2—2、基本方針ですが、富岡町サテライト計画のところでは、町民は町内等に

建てる災害公営住宅に住みたくて戻るのではなく、本来は自宅へ戻りたいというのが本心であるということを配慮し、その旨を中段付近に記載いたしました。

10ページをお開きください。2行目は、サテライト計画の実現には受け入れ自治体との連携が必要であることから、その旨を記載しました。6行目は「何々を行っていきます」を「何々が重要です」に変更いたしました。10行目では、復興交付金の活用に当たっての事業主体が国、県から現実的に行われる県、町であることに変更したものです。

11ページの「第3章 重点事業」においては、3行目「当面の間」を削除、5行目「公正な財物補償」を「公平な財物賠償」に訂正いたしました。

復旧、復興を遂げるための重点事業は、除染、インフラ復旧、雇用確保、健康管理、絆づくりの5つとして、その前提条件として明確な帰還時期、公平な財物賠償、生活補償金といたしました。

12ページをお開きください。重点事業①、除染推進事業では、8行目、年間1ミリシーベルト以下の前に「追加被ばく線量」という言葉をつけ加えました。除染については、迅速かつ確実な除染といたしました。中段やや下には、「新たな避難区域設定の早期具体化要請」という言葉をつけ加えました。

重点事業②、インフラ復旧・整備事業では、「協議して決定します」を「協議して整備します」に変更しました。最後の行について「インフラ復旧する際は、単に従前の形に復旧するだけではなく、より強い材料で復旧することにより、災害に強い施設にするということにも留意する旨を記載いたしました。

13ページでございますが、「JR」という文字を半角に合わせ、その5行下では、具体例はまだ見えない点が多いことから削除いたしました。

14ページをお開きください。4行目でございますが、「商店街の賑わいの再生」という言葉を削除。

重点事業③の雇用確保事業については、除染や瓦れき処理よりもまず先に、次世代・自然・再生可能エネルギーや研究機関を掲載いたしました。農林漁業についても、新たな生産・販売に向けた取り組みについて記載しました。

15ページでは、2行目、4行目に「双葉郡全域」という言葉を追加。中段の重点

事業④の健康管理事業においては、子供だけではなく、全町民の健康を守るための「保健・医療サービス強化」と記載しました。

16ページをお開きください。3行目「醸成」という言葉がわかりづらいというご指摘があったことから削除。7行目「コモンスペース」という言葉もわかりにくいということから「共有空間」に改めるなど、言い回しを修正いたしました。

17ページでは、町外の生活拠点においての中で、中段ほどの小中学校の教育特区の記載がわかりづらいというご意見があり、「双葉郡の子どもたちがまとまって通えるよう」に変更いたしました。

18ページから19ページの訂正内容でございますが、ここにつきましては15ページ、16ページと同じく、健康管理は子供のみならず全町民とし、絆づくりでは、コモンスペースがわかりづらいことから表現を変更いたしました。

20ページをお開きください。20ページの「第4章 富岡町の将来像について」は、7行目の「二線堤」という表現がわかりづらいというご指摘を受け、変更いたしました。

21ページでは、3行目の復旧期、復興期の期間を訂正し、第1段階の復旧期のインフラ復旧整備で、「学校」という言葉を復興期に移動し記載いたし、常磐自動車道の複線化を4車線化といたしました。

23ページをお開きください。23ページのイメージ図については、復興期に記載していた深谷小良ヶ浜地区の沿岸再生を24ページの発展・飛躍期に送りました。

25ページ、お願ひいたします。25ページの施策・事業では、語句の訂正、統一を図りました。

26ページをお開きください。3行目「除染なくして生活なし」を11ページの重点事業であった「除染なくして復興なし」という言葉に表現を合わせました。中段からやや下でございますが、「管理型処分場」については、議論がこれからであり、今回は削除させていただきました。

28ページをお開きください。中段付近の雇用確保の推進のところに、復興ビジョンで重点事業に挙げた「まちづくり会社」を記載いたしました。

29ページをお開きください。下の部分の雇用の確保について「廃炉・瓦れき処理

等災害に関連する産業」を追加いたしました。

30ページをお開きください。「富岡漁港の復旧整備」を追加いたしました。

少し飛びまして、34ページをお開きください。中段付近でございますが、空き家の管理及び被災住宅や将来も帰還しない住宅の処分の実施要請ということについて追加いたしました。

35ページでは、下から2つ目に「原子力災害防災計画の策定」を加えました。

少し飛びまして、41ページをお開きください。教育と学習の再生・充実についてですが、上の枠内において、「子どもたちが健やかに育つよう、教育環境の整備を図りながら」等の言葉を追加いたしました。3行下の原子力エネルギー教育云々ということについては、原子力に限定せず、「原子力」という言葉を削除し、エネルギーといたしました。そこからやや下に「保護者・地域の協力による通学時の見送りや声かけの実施」について記載いたしました。

続きまして、43ページから48ページにつきましては、当面帰還できない町民への施策についてですが、追加、変更については、26ページからの帰町できる町民への施策と同じですので、説明は省略させていただきます。

最後に、50ページから51ページでございます。これまでの策定委員会での検討経過を時系列で掲載いたしました。

以上が主な変更した内容でございます。

終わります。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 町長の挨拶に一言、私言いたいことは、「細野さん、細野さん」という言葉が出ましたけれども、細野さんはきのうまで総裁選挙に出ないと言ったけれども、きょうグループを集めて出馬するということを言っているわけです。そうすると、出馬して、恐らく勝つか負けるかわかりませんけれども、これ負けた場合は、これ政務官から離れますから、これは全く白紙になるという、こういう懸念を私は1つ持っています。

それから、前の海江田万里さんから枝野さんにかわったときにそういうことが、我々から不信感を買うようなことがあったので……

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君、このことについては、ただいま富岡町災害復興計画についてお話ししておりますので、これについてはその他でやってください。聞こえましたか。

○13番（三瓶一郎君） 聞こえていますよ。

○議長（宮本皓一君） そうしたらやめてください。

○13番（三瓶一郎君） これ富岡町災害復興計画を見ると、私は今まで過去にいろいろの委員会、小委員会なんかがあったのですけれども、それをややほとんどコンサルタントに頼むのです。だから、富岡町の過去も現在も将来も知らないコンサルタントになぜ頼むのかと。なぜこんなに分厚いものつくって、例えば4ページの1—2の帰還時期についても、これはどんな背景とどんなあれがあるのですか。だから私は、何十回も私は言っているのです、コンサルタントなんか頼まないで、富岡町の過去を知っている、現在を知っている、将来を知っている人たちで私はつくるべきだと、こう思うのです。これ私に言わせれば、ちょっとと言い過ぎかわからないですけれども、絵にかいた餅ですよ、これ。これにちょっと背景がきちっとしてあるのであればお答えいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 今回については、ビジョンから町民を入れて計画を作成しております。委託についてはまとめという形で、進行もありますが、あくまでもまとめという形で今回は携わっていただいている。ただ、4ページについては、ここはあくまでもうちの富岡町としての意見でございます。今まで全協においても5年、震災から6年は帰らないということをうたっておりますので、そこを今回はきちんと入れたということで、あくまでも委託会社につきましては、まとめていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 結局私の言うのは、ここに書いてあるこれだけの分厚いものをつくった根拠と背景は何なのかと。それから、これが実行できるのかどうか、

それを聞きたいのですよ、私は。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 分厚いと言われれば、確かに分厚いのですが、実際富岡町は今マイナスでございます。いかにゼロに戻すかということを考えれば、やっぱりこれだけの計画は必要だろうと。ただ、あくまでも計画ですから、これからは実施という形になれば、また新たな実施計画等はつくるなければいけないと思いますが、あくまでも9年、32年を見越した計画ですので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 根拠という質問の内容がありましたので、ご説明申し上げたいと思います。

復興計画の作成については、国の方針といいますか、これから各被災地がどうした形で進んでいくのかということについては、こうした計画書をぜひつくってほしいということを言われていることは皆さんご存じかと思います。いきなりこの計画書に移るわけにはいきませんので、その前段階の指針というような形で作成したのがビジョンでございます。これもご存じのように、町民の各位が中心となってつくりていただきました。その出てきた指針に基づいて、今復興計画は事業として取り組んでいくメニューであるとか、どうした形のまちづくりをしていくというときに、どんな制度が必要なのかというようなことを含めて考えるときに、これはなかなか民間と言うよりは、このメンバーの中にあります、49ページにメンバーの記載がありますが、やはり行政の職員が中心になって、この一次素案はつくっていくべきという考え方で達しました。これは、今心配された今後の実施に向けて、各省庁のその事業というのは、ここに記載されているかされていないかということが大きく響いてきます。これ完璧だとは申しません。完璧だとは申しませんが、我々のメンバーの中でその時点で考えて、考えられるものをとにかく羅列することにしました。これが完璧にできるかできないかということが、全ていい方向に行くかどうかということも、今時点ではわからないものも入っていると思います。このことを全てやることがベストかということも、今時点ではまだ不透明な部分もございますが、今

時点で考えられる事業、これからやらなくてはいけないであろう事業をここに考えて、我々も考えてまとめて重ねていった結果がこんな形になっているということですでの、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これ議長に申し上げますけれども、先ほど町長の挨拶の後に、本来は議員で意見を言いたい人がいたわけだから、その時間はやっぱり設けるべきだと、こう思います。私も話ごちゃごちゃになった部分もありますけれども、それはやっぱりそういうことはやるべきだと、こう考えますので、今後はそういうふうにしていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 検討させていただきます。

ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 単刀直入に言わせてもらえば、この復興計画の素案ですが、これは私は絶対必要だと思うのです。これを100としてどこまでできていくかは、それは別問題だと思っていますので、絶対必要だと。ここ1週間、10日くらい前までであれば、この素案もある程度素案どおり進めたのかなと思うのですが、ここ10日、1週間くらいで大きく状況が変わっているのかなと。それは、一律賠償の問題です。それが決まらなければ、いつまでも引っ張っていって区域割りもできない、何も前に進めないので。だから状況が大きく変わるのかなと思いますが、時既に遅しですので、この内容で聞かせていただきます。

9ページの「当面帰町できない町民の心身の健康を守り生活の再建」ということで、ここに放射線量が高くて帰還できない方とは書いてあるのですが、長期帰宅困難区域というものは抜けているのです。長期帰宅困難区域のほかにも放射線量が高くて戻れないところはあると思います。長期帰宅困難区域はもう全く別扱いなのかなと、そういう文言も入れていただければありがたいなと思います。

あと12ページ、12ページの重点事業の除染推進事業というところで、「年間1ミリシーベルト以下を目指して除染します」というほかした文言になっていますが、富岡町は1ミリに近づけるという考え方なのか、1ミリ以下にしないと帰還しない

という考え方なのか、それ一つと、あと1ミリというのはどういう根拠で出てきたかと。これ多分ひとり歩きしている数字だと思うのです。これは、東電の敷地内と民間の境界境の数字がひとり歩きしていると思うのです。本来であれば、0.05前後ですよね、何でそういうものをを目指さないのですか。何で10倍も20倍も数値の高い数値を目指さなくてはならないのですか。やっぱり3.11以前の数値を目指すのが、こういう素案だと私は思うのです。何でここで妥協するのですか、こんなに。私はその辺が不思議でしようがないのですが、誰が1ミリと決めたのだから、本来であれば3.11以前の富岡町に戻してもらうのが私は筋だと思うのです。今回の事象は、町民にも町にも全く非はないのですから。国と東京電力がもう100%、200%責任ですよ。本来のこういう事象というのは、交通事故といつても100、ゼロなんていうのは全くあり得ないです。でも、今回の事故は100、ゼロですから、やっぱり3.11以前に戻してもらわないと帰郷しないくらいの強い意向で行かないと、今回みたいにはかにされてしまうのです。そうでしょう、町長初め執行部は、一律賠償のんでもらいましたから、区域割りに賛同してくださいということで、区域割りの会議も1回やっているのです。だから、そういうことが私、これ非常に納得いきませんので、このまず「1ミリ」という文言と、あと先ほど言った長期帰宅困難区域です、その辺をぜひご検討方お願いしたいし、そいつの答弁があればお聞かせ願います。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） まず、最初の9ページの帰還困難区域の文言についてでございますが、ここの説明の中の「町内の放射線量が高く帰還できない」というところは、今議員おっしゃったとおり帰還困難区域あるいは居住制限等においてもホットスポットと考えられるようなところは該当するものと思います。今回災害復興計画の第一次ということで、これを提示したときに、今回はまだ区域の再編ということが、賠償が今おっしゃったとおり、まず根底からもう一度見直すような一律賠償に向けて強い決意で進めるということで、その先に区域見直しがあるという考え方から、帰還困難区域あるいは居住制限区域、避難指示解除準備区域という言葉はあえて使ってはございません。この言葉については、区域再編がテーブルに上がって、実際にその賠償が決まった段階でこの言葉を使うということで、それを

もしできれば第二次の復興計画でのせたいという考え方から、言葉を使わなかつた次第でございます。

それから、12ページでございますが、追加被ばく線量1ミリシーベルト以下ということでございます。これ3月11日以前はおっしゃったように時間当たり0.04とか、それ以下とかというような状況であつて、それ以前に戻すということは絶対やつていただきたいという思いは同じでございます。現実的にこの復興計画をつくる上で、数字をまずここに幾らでのせるかということでは、復興計画策定委員会でも議論したのですが、まず目標ということを第一に上げて、最終的な目標は議員がおっしゃった3.11以前、これは間違いないと思うのです。ただ、当面さくら富岡を形成して、町内復旧復興に当たっては、1ミリシーベルト以下を目指すという考えはあるのも事実でございまして、まず生活拠点をつくる上では、ここに書いてありますが、生活拠点をつくる上では追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指して除染しますという書き方でございます。もし最終的な目標といいますか、数値ということで書くとなれば、今議員がおっしゃったような数字がここに来ることになります。ここに書いた趣旨は、今申し上げたとおり、最初の生活拠点となるさくら富岡では1ミリシーベルト以下を目指して除染していく、そして帰るというような考え方で書いております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 説明はよくわかりました。9ページに関しては、確かに放射線量の高いところといえば帰還困難区域も全部入ってきますので、その辺は理解できますが、何か自分のところが爪はじきになっているような気がするような不安もありますので、それで二次とか三次でというような考え方であれば、それでご了解いたします。

あと今の放射線量なのですが、これはやっぱり「目指す」ですから、やっぱりより大きな数字を入れておくべきなのかなと私は思います。1ミリなんて妥協した数字を入れないで、ぜひ3.11前の数字をきっちり入れて、「近づける」の表現ですから、それで十分いいのかなと思いますので、ぜひその辺をして、数字を3.11以前の

数字に入れていただきたい。

あともう一点、ちょっと回答来なかつたのですが、富岡町は1ミリ以下を目指すだけなのですか。1ミリ以下にならないと帰還、帰町はさせないという考え方ですか、それとも6年後には5ミリとか7ミリでも帰町はさせるという考え方なのか。この文言だと、1ミリ以下を目指すですから、今までテレビ、新聞、あと町長の答弁なんか聞いても、「1ミリ以下にならないと帰町はさせない」という文言は1回も出てこないです。「目指す」という言葉は出てきますが、あと国のはうの除染も「目指す」という言葉は出てきていますが、それはもう数字のマジックでぼかしだと私は思っているのです。国は20ミリと言っていますから、それが18になつても、目指した2が近くなつていっているわけですから、だからそういうことをこれからはきっちりやっぱり文言に入れていかないと、国の言葉に惑わされて、そのとおりになつてしまふのではないかという懸念がありますので、ぜひ今後いろんなものをつくるときはきっちり文言を入れていただきたいと思います。この辺は要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） 最後のものについては要望だけれども、前段については答えしてください。

町長。

○町長（遠藤勝也君） あくまでも、今まで私は一貫して1ミリ以下を達成するように目標は置いています。福島県の特別再生特別措置法の中の基本方針にも1ミリ以下を目標達成とうたっています、これ明記させていただきます。これと整合性をとっております。したがいまして、これがあくまでも、さっき言われた最大の目標はやっぱり0.04から0.07の、いわゆる平常値に戻す、これは基本でございますけれども、ですからあくまでも1ミリ達成しなかつたら帰さないという状況は、これはいろいろ議論はあると思いますが、ただこれは国の責任において、この間の住民説明会の中でも漠然として、我々にははっきりとした説明はされていなかったのですが、余り我が町は1ミリ以下を目指すということで、今さら私はそういう考え方の変更はありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今11番委員と、あと13番委員とちょっと意見がぶりますけれども、4ページの帰還時期に、今11番委員が言ったように、ここにもちゃんと「1ミリ」という文言、これ入れてくださいよ。ちゃんとここ帰還時期になっているのだから、帰還時期と1ミリというのはどうしても離せない問題ですから、ここはきっちり入れてください。「1ミリにならなければ帰還をさせない」という文言は入れてください。全部で3点、これが1点ね。

あと2点目は、この前町民アンケートやっているはずなのです。その町民アンケートの結果を踏まえてこれを出しているのかどうか、これをあと2点目で聞かせてください。

あと3点目は、13番委員とかぶりますけれども、きょう何か、前回もそうだけれども、日本工営というコンサルが入っているのですけれども、何で答弁席というか管理職側の席に座っているのかちょっと理解できないのだけれども、傍聴席でもいいのかなと思うのだけれども、私ちょっと間違っていたらごめんなさいなのですがれども、東京電力との関係、私たちは東京電力のおかげでこんなひどい目というか、こういう避難生活しているのですけれども、東京電力の資本入っているのかどうか。聞くところによると、かなりダム工事とかいろんな工事で日本工営と東京電力がずっとぶずぶな関係だったということを東京電力の社員からも聞いているので、そういう会社をコンサルに呼んで、ちょっと町として恥ずかしくないのかどうか、その辺もちょっと回答してください。お願いします。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） 最初の①番についてお答え申し上げます。

4ページの帰還時期についてのところでございますが、町民の方がこれを読んだときに、帰還時期について決定するときの根拠的なものというもので、数字を入れたほうがいいというご意見でございまして、これを前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） それから2点目、アンケート調査結果でございます

が、基本的にはまだ最終結果は出ていません。ただ、中間報告をさせていただいていますので、その結果をある程度見ています。ただ、どこまで反映かと言われると、6月1日にしたものを作成する修正しているという形な物ですから、最終的な結果につきましては二次です、今後インフラ、それから除染等のロードマップ、町に対してのロードマップがまだ示されていませんので、いざ示されれば、今後また変更が出てきます。その二次案に再度計画として入れていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の日本工営に対して東電からの資本は入っているかという面に関しましては、入っていないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 資本は入っていないということは、今わかりました。ただやっぱり東京電力は水力発電なんかもやっているので、ダム工事とか何かでかなり東京電力とは親しい関係にあるというのは、これ事実だと思います。そういうところまでちゃんと調べて、やはり私たちは東京電力のおかげでこういうひどい目に遭っていると、そういうのを考えて、やはりコンサルを選定というか、本来であれば13番委員が言うように、町独自の案、富岡町を知っている人が一番わかっているはずなのだから、外部からそういうコンサルなんか入れないで計画立てるのが当たり前だと思うし、もし入れるのであれば全く東京電力と縁のない、そういう会社を選択してほしいと、そういうことで企画課長、そういう考えに関してどう考えるか、ちょっと簡単でいいですから答えてください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 今後いろいろな計画が出てくると思います。その辺は確実に調査をしながら進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 1点ほど聞きたいのですが、9ページの基本方針の中の富岡町サテライト、3つの富岡づくりということで、これ毎回出ていると思うので

ですが、町長に1つだけお聞きしたいのですが、このいわき地区と郡山地区、これについて実際的に郡山で私も何人かの議員さんにお聞きしますと、このサテライトのこと自体が皆さん認識ないというか、むしろ実際的には関心持っていない。実際に富岡としては、このサテライト計画等のいわきと郡山について、トップクラスとお話をしているのか、それと状況的に実際につくれるのか、この1点だけ町長にお聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） まず、このサテライトについては、今の段階としては国、県の一つの連携の中で受け入れ自治体と前から協議をしていただいております。町としては、いわき市のほうについては数回意見交換なども市長とやりましたが、あとは市長に直接お会いして、私は仮設住宅の関係のご協力の御礼、それから今後のサテライトについては、県と国との中で具体的に詰めているので、各自治体は今のこところはある程度委ねている状況でございます。しかしながら、いわきについては、土地の問題が非常にいわき市民そのものが津波で被災して、今移転先についても具体化はしているようですけれども、なかなか用地確保が難しい。したがいまして、市長のほうでは受け入れ自治体としては、双葉郡の各町村については1カ所のコミュニティーは難しい、分散型にお願いしたいという要請は受けているところでございます。

あと郡山については、これは県と国のはうで今調整をして、現地視察もしていただいている。町のほうには数カ所の市民からのいろんな地権者の代表とか、あるいはそれぞれの市会議員とか、あるいは県議会議員とか、単独でそれぞれの用地の協力の、いわゆる申し出がございまして、それを含めて県のほうにその預かった資料については全部提供しながら、県のほうで今調整していますので、直接市のはうとの交渉は我々は今のこところは差し控えている、県に全て委ねていると、そういう形のスタンスで今やっているので、これが県のほうから直接個別に協力要請ということが、要請が県のほうからあれば、それは当然動きますが、今のこところは県のほうで全て国との連携の中でやっていると、こういうことでございます。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） その方向性はわかったのですが、やっぱり仮設なんかもそうなのですけれども、一方的に県とか、いろんな上のほうでつくられて、ここに住んでくださいというよりも、基本的に富岡町として郡山とかいわきとか、いい候補地あれば直接各いわき市と郡山市のトップで話し合っていただいて、よりよい進め方をもっと早く進めるように町長にはお願ひしたいというふうに要望したいと思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ちょっと細かいことをお聞きしたいと思います。

まず12ページ、中段のところなのですけれども、「新たな避難区域設定」というのが入ったのですけれども、国の除染計画や新たな区域設定の早期具体化に対する要請ということで、新たにこの避難区域設定の早期具体化等ということがどういうことなのかということをちょっと解説をお願いいたします。

それから次に、21ページ、この後もちょっと関連するのですが、第2段階の復興期のところの中段、「教育施設の復旧・整備」ということで、前回復旧期にあった学校等が多分教育施設の復旧・整備ということで下に落ちてきたのだと思うのですけれども、復興期に入ってくるのであれば、何か復旧・整備というよりは「整備再開」とか、そういう言葉の文言のほうがいいのではないかというふうに思うのですが、その復旧期と復興期に移ったときにこの文言がそのまでいいのかということ。

それから、36ページ、これちょっと傍線がないのですが、下から3つ目の枠の「交通施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進」ということで、言葉の定義上は、バリアフリー化というのはユニバーサルデザイン化の中に含まれてくるので、これを併記するのはちょっとおかしいのではないかと思うのですが、これはちょっとお聞かせください。

41ページ、同じく教育のところで、先ほどと来るのですが、中段小区の「(1) 魅力で特徴ある教育施設の整備」となっているのですけれども、「魅力的で特徴あ

る」ではないかなというふうに、これはちょっと文言のことです。

それから、その隣、「帰町パターン、人口フレーム等に応じた教育施設の整備・体制づくり」ということがあるのですけれども、特徴ある教育設備ということであれば、何か新しい、今までのものをただ単に施設を整備をするというように受け取るので、何かそういう発展的な言葉が入ったほうがいいのではないかということで、それと同じように42ページの「生涯学習・スポーツ」のところの①総合スポーツセンターで、点検、復旧及び備品・資料等の管理ということで、これも何か復旧だけだと、ただ戻して終わりという形なので、一応復興計画なので、何か発展的なものを、今までのものをよりよくした形で再開をするというような文言の表現があつてもいいのではないかというふうに思うのですが、以上よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） まず、最初の12ページでございます。「新たな避難区域設定」という意味でございますが、区域再編における3つの帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域ということの区域設定という意味でございます。

それから、21ページでございますが、復興期の教育施設についての記述でございますが、前回の議員からのご指摘もありまして、事務局あるいは策定委員会等でも検討したところでございます。もともと復興期ということに主眼を置いていたわけでございます。教育施設について復興期、したがって平成29年度から32年度まで、9年先までの間で教育施設については現地調査をし、復旧していくなければならない。そして、整備もしていかなければならぬということは目標として上げているところでございますが、「再開」という言葉をここに書くかどうかについては、慎重な考え方もございまして、再開については確かにその空間線量の問題が一番大きいことから、子供たち、特にここで考えているのは義務教育等、高校も一部入りますが、線量の問題があったということから、「再開」という言葉は記載しておりませんでした。

それから、36ページでございます。おっしゃるとおりユニバーサルデザインについては、万人に優しいデザインでございまして、当然段差解消というバリアフリー

も入っているということはこちらでも認識はしてございます。ここ実は、ユニバーサルデザインということで案を出したわけでございますが、バリアフリーというとわかりやすいといいますか、多くの方が認識されていて、ユニバーサルデザインと「バリアフリー化」などという言葉を入れるというのもありなのかなというような気はいたします。

それから、41ページでございます。申しわけないです、41ページ、もう一度お願いします。済みません。

○議長（宮本皓一君） 3番。

○3番（遠藤一善君） 6—2の小区分の（1）の「魅力で特徴ある教育施設」と書いてあるのですけれども、「魅力的」ではないかなと思うのですが。

○企画課長補佐（深谷高俊君） おっしゃるとおりでございます。訂正させていただきます。

それから、最後の42ページ、施設・事業の①についてでございます。点検、復旧ということで、復興、その先の発展に続く形がここからは読み取れないということでございます。これについても前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 21ページの再開は、空間線量のことがあるのでというふうにおっしゃったのでございますが、そうなってくると根本的な話が出てくるのですが、前に帰還時期についてということで皆さんお話ししていたところに、1ミリシーベルトということがあったのですが、5年間1ミリシーベルトを目指して除染をしていきましょうと言っている中で、第2段階の復興期に入って、なおかつまたここ1ミリシーベルトになっていないという想定をするのですか。そんな考えでやるのであれば、ちょっと問題が相当あるのですが、あくまでも1ミリシーベルトを目標に帰還を宣言をすることであれば、当然1ミリシーベルト以下になったところで子供たちの教育施設を再開するという流れになるのではないかと思って、そ

ういうふうにお話ししたのですが、第二段階でもまだ教育施設を再開するべきところが、1ミリになっていないという想定なのかどうか、ちょっともう一回お聞かせください。

それから、先ほどの36ページのユニバーサルとバリアフリーは、「バリアフリー」という言葉は老人に対して使う言葉なのです。ただ、段差を解消するということではないのです、基本的に、概念として。なので、もしそういう形であれば、2つ並列をしたほうがいいと思いますので、それは2つ並列でいいと思いますということで話を取り下げます。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） ただいまの21ページの件でございますが、5年間をかけて1ミリシーベルト以下を目指すと、その後に帰町を開始するということございます。町内を見渡したときに、子供たちが帰還して住む場合、多くの方は自宅に帰りたいというような、親御さんですが、自宅に帰りたいという考え方もあると思います。その際に、町内一円1ミリシーベルトが達成されているかというと、こらあたりは大変難しい問題で、5年後に帰還開始する際には1ミリシーベルトを目指しますが、そのときに全域がその状態とはなっていないという可能性があるって、そういう意味から子供たちが自宅から通学路を通って通うときに、まだまだ除染をして線量を下げていかなければならないという環境にあると思います。そういう意味で、1ミリシーベルトというのはあるのですが、どうしても住む場所によって、住んでいた場所によってはそれが達成されないことも考えられることから、このような記載にとどめているということでございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） また戻って申しわけないですが、20ページ、第4章は、富岡町の将来像について、4-1、将来像の基本的な考え方の2行目、「拠点を形成し、そこから徐々に帰町できる範囲を広げていく」というふうに書いてあるわけです。ということは、今の考えですと、5年後に全て1ミリシーベルトにしようというふうに言っているのか、それともこの4-1の「徐々に帰町できる範囲を広げて

いく」という方向で行くのであれば、まだ違うのではないかと思うのですが、僕はそういうふうに受け取っていたのですけれども、そのところをもう一度だけ、その考え方がどうなのかということだけお答えください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） 20ページの最初の矢印のところでございます。目標でございます。5年後にさくら富岡、これが町内等ということで町内とはまだ断定をしてございませんが、例えば町内に戻るときには、できるだけ広い範囲で、町長もおっしゃっています、町民の方も考えておられますとおり、広い範囲で戻っていただければ一番いいのですが、現実的には全域、帰還困難を除いて全域というわけにはなかなか今の線量からすると難しいだろうという予想をしております。そこでこの書き方は、避難指示解除準備区域と居住制限区域全域ではなくて、やはり線量が下がって戻れるというような判断をされる一部分、そこから徐々に帰町できる範囲を広げていかざるを得ないというような考え方でございます。

以上です。

○3番（遠藤一善君） はい、いいです。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 29ページの産業についてなのですが、私のほうで一般質問にもちょっと提出させていただいたのですけれども、1点だけちょっとお伺いします。

中区分の2—3、原発に頼らない新たな産業基盤の形成で、小区分の2に、廃炉や除染に関する雇用確保及び国際的な企業・人材の育成とありますけれども、これよく考えてみると、政策・事業の1番、追加されていますけれども、原発に頼らない産業の中に「廃炉」を入れるというのはどうもちょっと納得いかない面があります。廃炉というのは、あくまで原発の廃炉でありますので、これが産業の中に入れるというのはちょっとおかしいと思います。私が考えるには、1番の新たな産業基盤の形成で、いろいろとこれから議論されてくるのだと思いますけれども、この産業基盤が形成できて、実際に動き出すまでの間の一時的なつなぎの産業であると

いうことであれば、これは大変重要なことであると思うのですけれども、雇用に関してだって、除染なんかはあくまで一時的な雇用になりますので、一生これで食べていけるはずはないと思うのです。ですから、原発に頼らない産業の中にこの「廃炉」を入れることはちょっとおかしいと思うので、別の形で、新しい産業基盤ができるまでの間の産業、産業とはちょっと思いたくはないのですけれども、そういう形で入れていただきたいと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 確かに原発に頼らないという形であります、あくまでも雇用の確保という観点からは、今後廃炉に対して40年と言われていますので、その辺については、原発というよりも雇用の確保という観点からは絶対必要だろうと。この辺については、相互審議会のほうでもいろいろとありました、あくまでも雇用の確保という形のもとでの廃炉、瓦れき処理という形で考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 2番。

○2番（早川恒久君） 雇用の確保ということであれば、28ページの雇用の確保の推進の中に入れたほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 確かにそのとおりでございますが、あくまでも原発に頼らないと言いつつも、やっぱり原発という形のもとでの廃炉になりますので、こここのところに入れさせていただいたということでございます。小区分の（2）廃炉や除染に関する雇用確保という形、ここに改めて入れさせていただきましたので、ここに企画の中でも入れさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） どちらにしても、一般質問させていただくので、そのときにゆっくりとお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） まず一つは、言葉の問題なのです。ちょっと細かいのだけれども、せっかくの計画書出すのだから、考えてほしいのですけれども、4ページで、このページだけは「帰還」という言葉で統一したのですよね。これ私は、全体の中で帰還なら「帰還」、帰町なら「帰町」、どちらかの言葉にもう統一すべきだと思うのです。計画であれ、今後の話の中であれ。同じように、これは7ページ「サテライト」とか何かというまた言い方も悪くはないけれども、今一般的にはもうこれ仮の町の話で進んでいる話ですよね、新たにいろんな紛らわしい言葉使わないで、仮の町なら「仮の町」ということで統一されたほうがいいと思うのですが、いかがお考えかというのが1点と、もう一つは、この仮の町構想の中で、今郡山といわき市ですか、受け入れ側はどちらかというと分散型と、基本的には双葉郡の8カ町村の中の4町が実際にはこの仮の町に関連してくるのだと思うのですけれども、そうしたときに4町の中でも分散型を希望することを考えているところと、集約型を考えているところとあって統一されていないのですけれども、この辺は今後、4町の中でもばらばらなこと言ってもしょんがないので、どのように考えていくのかということなのです。

そうしたときに、では分散型、どちらになるかわかりませんけれども、分散型の場合に、その分散型というのは、町単位の分散型という意味なのか、それとも4町がばらばらで含みながら分散された場所に公営住宅がつくられるという意味の分散を言っているのか、どちらなのかということが一つと、それから難しいかもしれませんけれども、この仮の町ができたときに、自治権に伴う権利義務に関してはどのようになるのかをお尋ねします。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） まず、最初の「帰還」、「帰町」の言葉でございますが、議員のおっしゃるとおりでございます。できるだけといいますか、「帰還」という言葉に統一したいと思います。

それから2番目、7ページの「仮の町」という表現でございますが、この災害復興計画には「仮の町」という言葉は一言も言葉として使ってございません。これは

実は事務局も含めてこだわりというのがあります、「仮の町」という言葉は新聞やテレビ等ではよく使われている。特に新聞ではよく使われている言葉なのですが、新しい富岡以外のところに他の自治体に居住地をつくるという考えは間違いないのでございますが、そのときに生活拠点となる場所が「町」というような言葉が適當かどうかというところに大変疑問があって、というのは、仮はあくまでも仮定ですが、町といいますと、やはり学校や病院やそれぞれの施設が整ったものというようなイメージがあって、これから居住地、生活拠点がどのような形でつくられていくべきかというのは、早急にそれぞれの双葉4町も含めて話はできなければならないのですが、その際に町としての機能を備えたものができるかどうかということが大変不透明なものですから、町とまだ断定するような形の言葉ではなくて、生活拠点というような形で言葉は使わせていただいております。

以上、2つの質問的回答とします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 3点目ですが、この間のいわき市長と8カ町村、県も交えたのですが、その意見交換の中では、先ほど私申し上げましたが、受け入れ自治体のいわき市は、とにかく大きな土地はないと。ですから、分散型にしてほしいというのが市長の意向なのです。それは、私は尊重しなければならない。ただ、4町の中では、双葉町を固有名称申し上げて申しわけないのですが、あくまで双葉町は1カ所に集約してもらいたいということ、ほかはもうやむを得ない。できれば分散でも1つの自治体でまとまって、そういうスペースがあればいいのですが、ない場合も想定しなければなりません。それもきのうの町村長の会議でも出ました。会津若松のほうもその話出ています。大熊でも、会津若松のほうもやはり仮の町予定していますから、そのときにはもう向こうに富岡町民もいますし、楢葉町にもおりまして、それは一緒に、会津若松は一緒に住もうというような話が出ています。いろいろな形があると思うのですが、理想は富岡町なら富岡町の1カ所に分散で、そこでまとまればいいのですが、それはやっぱり土地の面積によっていろいろあると思うのです。そのときは、ある程度複数の自治体がそこに、仮の町の中で一緒に住むというような形もやむを得ないことは、強いられることははあるのではないかと思いま

す。そんなことで、非常にまだ流動的でございますが、基本的には分散型という受け入れ自治体のいわき市については、そのような形で我々はやむを得ないと、こういうふうに思っています。

それから、あとは二重行政ということになりますので、自治権とかこの権利、これは今、きのうもこの問題出ました。これは、いろいろ国、県を含めて今後協議していこうと。勉強会開いて、とうに昨年の片山総務大臣のときからもうこの問題提起していましたのですが、まだそのまま何ら方向づけないままになっています。ただ、いろいろのごみの問題とか、そういう受け入れ自治体にご迷惑かけるようなことはあってはならないということで、ごみの負担金とか、そういうものは特別交付税で交付されていますから、その辺はしっかりと財源については処置しておりますので、それはご理解していただきたい。

あとは、いろいろいわき市についても、仮設住宅の方々がいわき市民とのあつきがあるということもありまして、この問題もいろいろ市民のほうからも出ています。これについては、広報によってしっかりとこれは、できるだけそういうのは解消するように住民の皆さんにご協力いただくような、そういう広報活動をしなければならないということも、きのう町村長の中でお互いに意見が一致しました。そういうことを含めての今の現段階でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 先ほどの1点目の話ですけれども、「帰還」、「帰町」の言葉はわかりました。先ほどの課長の説明ですと、そうしますと「サテライト」と「仮の町」はあくまでも今後とも使い分けていくと。町民としては、結局同じような場所が該当する話なので、何か理解しにくいところがあるかなと思うのですけれども、あくまでも一方的に言う話でもないので、ちょっと考える部分はあると思うのですけれども。

それから、今の町長の説明で大体はわかったのですけれども、いわきの場合は仮にというか、分散型がどうも強そうだと。そうした場合に、例えば1,000世帯ずつ4つぐらいあちこちできたというときに、原則は例えばここは富岡まとめて入れてほしいと。若干そこの出入りが、場所にあるのは、それはやむを得ないというよう

な考でいくのかどうかをお尋ねします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 全くそういう考えです。原則は1自治体、1つのコミュニティです。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 仮の町のサテライトという形であります、あくまでも富岡としてはサテライトで、今まで「仮の町」という言葉は一切使っておりませんので、今後ともサテライトという形で進めていくということでご理解願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 少しだけこだわりますけれども、町は、企画課長は、もしかしたら「仮の町」という言葉を使っていないかもしれませんけれども、マスコミを含め、国、県も含め、町民もあらかたやっぱり「仮の町」という言葉になじんでいるのです。ですから、「サテライト」という言葉は否定はしませんけれども、我々は使ったことないからサテライトでいくのだよというのはちょっと乱暴ではないですか。

○議長（宮本皓一君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（深谷高俊君） 議員おっしゃるとおり、特に新聞等では全て「仮の町」というので一応聞いたことがあるのですが、「仮の町」という言葉を使うとイメージとして全ての人が唱えやすいと、大変いい言葉として新聞記者として使われているなんていうお話を聞いたことがあります。町では、先ほども申し上げたとおり、町としてのその形態を成すかどうかということが全くまだ不透明な段階で、「町」という言葉は使いたくないというのがございます。ただ、議員おっしゃるとおり、マスコミの力といいますか、町民の方は「仮の町」という言葉でもある意味なじんでいるということもございますので、そのあたりでこの言葉の使い方大変難しいところがございまして、実は福島県では「町外コミュニティー」という言葉を使いました。最近は、その「生活拠点」というまた言葉にかわって使われたりもしております。そういうことで、各使う自治体や主体によって言葉遣いは統一はされ

ていない状況で、恐らく使われる方それぞれ思いがあって、その使っている言葉が一番適當だというふうに考えているのだと思いますので、今回復興計画ではこれで進めてきておりますが、今後に向けては、また国や県等の言葉の使い方等も参考にさせていただきながら、また町でも柔軟に検討したいと考えます。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 補足なのですが、実は「仮の町」ということで大分進んでおります。実は前にいわき市のほうと事務方のほうで若干協議をさせていただきました。そのときにもやはり「仮」という言葉は使ってほしくないということも、やっぱりいわき市民の感情も含めて仮の町、「仮」という言葉は使ってほしくないということもありましたので、富岡町としても「仮」という言葉は使いたくないという、ちょうどそこは一致しましたので、町としては「サテライト」ということで今回復興計画のほうに上げさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 26ページから28ページの中で、大区分から担当窓口の中で、この担当窓口、複数ある窓口になっているところを一本化にできないのか、まずこの1点。それに伴って、次にやるのでしょうかけれども、行政機構図かな、これ渡されているやつと照らし合わせて見ていましたけれども、ここら辺のすりつけ合せ、ちょっとうまくないと思うところがあるのですけれども、いかがなものですか。

それと、1ミリシーベルト、例えば9.5マイクロで除染をしました、50%落ちました、残りのやつが1ミリシーベルト以下になるのに自然減衰でいったら何年及び何十年かかる予定ですか、あわせてここまでわかっている人、お願いします。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 担当窓口一本化という話がございます。現在、機構改革も実施するということでございますが、今9月の定例会にかけるということを踏まえて、今の課体制の中で入れさせていただいている。ただ、今後機構改革があり、あった場合、またその事前において、一本化も含めて二次の中で検討させて

いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君）　除染班長。

○生涯学習課長（高野善男君）　9.5から除染をして幾ら下がって、そのデータで自然減衰でどのくらいになるかというご質問ですけれども、今現在データ等を持参しておりませんので、それを今からデータ等を取り寄せて回答できるようにしたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　10番、高橋実君。

○10番（高橋　実君）　第1点目の担当窓口くらい一本化にすべきだと思います。仮に26ページの施策・事業でいうなら、日常生活圏の除染、生活環境課、都市整備課になっているのだけれども、仮にこれ生活環境課のほうに電話したならば、いや、これは都市整備課の関係の部分だとかと問題になるから、特に中区分、小区分、施策・事業の3つ考えたときに、一番多いほう、主力を占めるほうを窓口にして、それ以下のやつは、仮に生活環境課だといえば都市整備課をサブにするとか何か考えていかないと、仮に正直、私が電話して、いや、これはこっち側の分だ、あっち側の分だと言われたらもめます、はっきり言って、わかりにくい。議員がもめるということは、一町民ももめますから、だから一本化してください。

あとこの中で、1ミリ、1ミリ、今言ったようなやつをここで即答できないということは、早い話、それを考慮して災害復興計画に盛り込んでいないということですでの、よく現状、富岡町に時間あるたびに運んで、よく見てください、現状を。課長は課長で行くと思いますけれども、私もこういう場面に今まで口に出さなかつたのだけれども、私は行っています、正直。仕事もありますので行っています。多分に富岡町内の人間であれば、一番多く富岡に入っています。そのたびいろいろあるごとに、ああこの課長が担当だなと思って連絡したりして、即動く課長もいますし、連絡もよこさない課長もいます。町長、これ機構改革、機構改革と、前の機会のとき私が言って、町長全協の中で至急つくって云々と言ったのだけれども、答弁もらっているのですが、よくこちら辺考えてもらって、これ機構改革の中に盛り込んでやってもらわないと、8カ町村の中でも一番おくれた行政改革になってしまい

ますよ。そこをよく現状、今の富岡町の現状に置かれたやつを、考慮した機構改革をぜひともお願ひします。答弁は要りませんけれども、よろしくお願ひします、現状に合った。

終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、（1）を終了いたします。

次に（2）、富岡町東日本大震災復興交付基金条例について、企画課長より説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） それでは（2）、富岡町東日本大震災復興交付基金条例についてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、東日本大震災から復興に向けた取り組みの推進を図ることを目的に、国からの復興交付金を原資として、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興交付金事業等、必要な資金を積み立てるため、新たに基金条例を制定するものであります。今定例会に上程したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、別紙資料をごらんください。第1条、設置は、東日本大震災復興特別区域法第78条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することを規定したものです。

○議長（宮本皓一君） 課長、着席していいですよ。

○企画課長（横須賀幸一君） はい、ありがとうございます。

第2条、積み立てについては、積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内で町長が定める額とすることを規定したものです。

第3条、管理は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを規定したものです。

第4条、運用基金の処理は、運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れることを規定したものです。

第5条、繰替運用は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定め、基金を歳計現金に繰りかえて運用することができることを規定しております。

第6条、処分は、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることを規定しております。

第7条、委任は、基金の管理に関し必要な事項について、委任する旨を規定したものでございます。

なお、施行期日については、公布の日からとなっておりますので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、（2）を終了いたします。

次に（3）、富岡町課設置条例の一部を改正する条例について、総務課長より説明を求めます。

〔「議長、入れかえ」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、暫時休議をします。

休 議 （午前11時37分）

再 開 （午前11時37分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

総務課長より説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは（3）、富岡町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、災害業務と町の行政組織との整合性を図るため、一部改正を行うものであります。主なものは、賠償に係る新部門及び避難町民の生活支援を図

るため、新たな課を設置する予定であります。

詳しくは担当係長より説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 係長。

○総務係長（松本真樹君） 総務係の松本でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、富岡町課設置条例の一部を改正する条例につきまして内容のご説明を申し上げます。

まず、今回の設置条例の改正につきましては、4つの点を考慮しております。1点目は、国が平成24年7月20日に区域見直しに伴う賠償基準の考え方を示し、同24日に東京電力株式会社の賠償基準を公表したことに伴い、町においても賠償の担当係を設けることとしたことであります。

2点目は、避難町民の生活支援を図るため、新たな課を設けることとしたことがあります。

3点目は、今回の機構改革が年度途中であり、かつ災害業務の種類及び業務上の今後の推移を的確に把握することが困難なこと、並びに人的な問題等も考慮し、課の再編を最小限度にとどめ、課の数は変更せず、新たな業務の発生や業務量の増大などを勘案し、今後も継続して機構を改編することとしたことであります。今後区域再編の問題も含め、来年の4月1日をめどに状況に合わせた機構改革を行ってまいります。

4点目は、震災以降発生している各種災害業務を、各部署の事務分掌に改めて明文化し、事務の効率化、明確化を図ることとしておりますが、これにつきましては規則の改正を行い、対応してまいります。

それでは、別紙資料3ページをごらんください。右側の背景が紫色の部分でございますが、改革（案）の中で赤字になったところが改編したところでございます。まず、課といたしましては、現在11課ありますが、その課の数は変えず、生涯学習課を係として1課減らし、新規に生活支援課を加え、1課ふやしております。ですので、課の数の変更はございません。係といたしましては、企画課にまちづくり計画係の1係をふやし、産業振興課3係を2係、商工係、農林水産係にまとめ、賠償対策係として1係をふやし、都市整備課6係を2係、建設管理係、復旧係にまとめ、

除染対策係として1係をふやしております。また、新規の課である生活支援課に、新たに住宅支援係、避難生活支援係の2係をふやしており、教育委員会においては、スポーツ振興係、学校教育係の2係を減らしておりますので、係といたしましては全体として2係の減となります。

○議長（宮本皓一君） 係長、着席して説明してください。

○総務係長（松本真樹君） 仮設診療所につきましては、組織としての位置づけが行われていなかつたため、今回健康福祉課の中に位置づけております。

次に、名称についてであります。係の名称が一部変更しております。1つは、原子力安全対策係を原子力事故対策係とし、地域振興係を商工係としております。

次に、災害業務でございますが、表の一番右側になりますが、各係において現在対応しているものや、各係において対応すべき災害業務を掲載しております。今後想定し得ない業務や災害業務に係る意思統一を図る場合においては、生活環境課に災害対策本部を設けておりますので、ここが窓口となり、速やかに検討を行い、必要な体制づくりを行うこととしております。

以上が組織改革の案でありますが、条例では富岡町課設置条例の改正だけであり、ほかは規則の改正となりますので、本定例会に上程する議案は、富岡町課設置条例の一部を改正する条例のみでありますので、よろしくお願ひいたします。

生涯学習課を生涯学習係とする改正は、富岡町教育委員会事務局規則の一部を改正する規則、新たな係、新たな分掌事務については、富岡町行政組織規則の一部を改正する規則で行いますので、ご理解くださいますようよろしくお願ひいたします。

続きまして、富岡町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。別紙資料2ページ、富岡町課設置条例新旧対照表をごらんください。課の設置につきましては、第1条第1項に生活支援課を追加し、全部改めることとしており、課の分掌事務につきましては、第2条に第8項、生活支援課、（1）仮設住宅・借上住宅に関する事項を追加しております。

また、附則において、施行日を平成24年10月1日としております。

以上が本条例案の概要でありますので、よろしくお願ひいたします。

あと表の中にあ、い、うという文言があります。これは、今までの事務分掌とい

うことで、そのまま新しい紫のところのあ、い、うに引き継ぐという意味でございますので、追加でご説明申し上げました。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 産業振興課の賠償対策係、この災害関連業務、業務内容なのですが、どの程度まで、例えば住民の困ったことにお手伝いできるのか。あとそこには東電関係者、ある程度東電で答えられる人を常駐させるのか。あといわきとか、そういう出先にもこういう対策係をつくってくれるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今現在考えております賠償対策係の業務内容でございますが、相談は受けますが、解体とか、そういうことは今考えておりません。現在ある程度出されておりますものについての相談事は受けるというような考え方で、ただ人的なこともありますので、そう多数配置することもできないと思いますので、書き方とか、そういうことについては考えておりません。

あと東電の社員といいますか、そういうのも常駐できるかというようなご質問もありましたが、庁舎のスペースもございますので、ただ若干考えておりますのは、行政書士と弁護士等をこの地区から週に何回か派遣をいただくようなことができないかというようなことは考えておりますが、現在職員がそこまで深く入って対応をするというようなことは考えてはございません。

ただ、あと出張所等についての対応はということでございますが、今現在の出張所の体制について、種々の対応、人員の配置の中では、今は考えておりませんが、今後そういう係の相談とか、そういうのが件数を今後推移を見ながら考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 町民からの、例えば課をつくったという、ただ形式で中身のないものでは困るので、ただガス抜きでつくるわけではないので、やはり実務に

合った仕事をやってもらいたいものですから、やっぱり町民が納得いかない場合には、郡山でもいわきでも、そういう相談室、東電持っていますので、ちゃんと答えられる立場の人間を呼びつけて回答させると。やはり町が中に入った以上は、何らかの形で町民に納得してもらえる形、富岡町がこうだよ、ああだよと答えることはできないというのは、これは賠償義務者ではないので、それは理解できますけれども、お手伝いはとことんやっぱりお手伝いしてあげると。弁護士と紛争解決センターに導いてあげるとか、東電からきっちりした納得いく回答をさせるとか、責任を持った体制でやってください。

あといわきにも考えていないと、今徐々にというような意味ありましたけれども、富岡町民で一番避難先の多いのはいわきだから、本来であればいわきがメインとなるぐらいに力を入れてほしいと、そういったことで考えてほしいのですが、どうでしょうか、課長。

○議長（宮本皓一君） 総務課長補佐。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君） まず、1点目のその役割ということでございますが、当然賠償問題は解決ついたわけではございませんので、当然国との折衝とか、中身を詰めていくという役割も一つあると思います。

あともう一つは、町民がそのためにという形でありますので、課長申しましたように、当然その弁護士さんとか司法書士さん、行政書士さんも含めて、あるいは議員さんが、安藤議員さんおっしゃったような形で、当然その東電とか、そういう責任ある立場の者が必要な場合にはそういう調整をする、あるいはご案内をするという機能は当然果たしていきたいと思っています。

あといわきについては、現状では今課長もおっしゃったとおりですが、拠点整備等拠点というのは、借り上げ住宅等々の拠点整備等も進めておりますので、そこにやはり、これ今の段階で固まってる話ではないのですが、当然その弁護士とか、こちらでやっているようなご案内ができるだけやっていければというふうには考えています、そういう拠点施設を使ってやっていきたいとは思っていますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 国と町の住民説明会、明星大学の体育館とあとビッグパレットですか、いわきのほうであれだけ熱気を帶びて、郡山よりも多くの人間が集まっているということを考えれば、いわきをちょっと軽視したようなやり方ではなくて、いわきもかなり郡山同等以上に力を入れてやってほしいということを要望して終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今の関連なのですけれども、産業振興課の中の賠償対策係ですね、これ賠償対策係、国の機関で支援機構の中で弁護士に相談窓口をある程度委ねている部分ありますね、いろんな人の話聞くと、何にもならないような状況なのです。やっぱり弁護士の本来の仕事は、自分が訴訟を起こして弁護士の側からやるというのが本来の姿ですので、いい案は出してくれないですね。最終的には、では訴訟を起こしますかの話でしょう、これは本来は行政の賠償対策係ですから、やはり国が出している賠償基準をしっかりと町民がわからない場合に、きちっとした説明をする分掌なのかなと私は思うのです、この国に要望していくとかどうのこうの以前の問題として。そうなった場合には、やはり電力の補償室あたりから當時1人来て、きちっと賠償のわからない部分の説明をすると。そういうところに力を入れてもらわなかったら、町民なんか誰も一人行きませんよ、これ相談になんか。こんな課つくったって何もならないですよ。

今一番困っているのは、町民が賠償の方法わからないとか、なかなか聞いても理解できないとか、そういう部分ですので、そういう部分の救済する課であれば、私賛成ですが、それ以外の課であれば、それ以外の内容であれば、これはやっても意味ないと思います。弁護士なんか入れて相談したって先ほど言ったとおりですし、やっぱり相談室から来てもらって、100%熟知している東電の賠償、方法をきちとわからない人に説明していただくようにしていただかないと私は困ると思いますが、どうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 総務課長の答弁で、東電のほうについてはちょっと抽象的だったけれども、東電のほうにも要請しています、複数の社員を常駐するように。ですから、これは必ず配置しますから、ひとつご理解いただきたいと思います。

あと今回はちょっと係ということで、スタッフが不十分だと思います。これについては、来年4月に本格的なチーム編成をしまして、もっと強力にシステム化して、東電については、今スペースの問題ありましたよね、これも何とかいろいろ考えて考慮したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 町長のお言葉でそういう回答であれば、まさに私はそのとおりやつていただきたいと。やはりこの有事の際ですから、町民のことを一番先に考えて行動しないと、町民にわかってもらえないですよ。幾ら立派なことを言ったって、町民なんてそんな上なんか考えていないですから、今の現実、今の現状を何とか打開したいということで、今は賠償問題が一番もうネックになっていますので、その辺をこの辺の課できちっと町民に説明していただければありがたいと。本来であれば、東京電力が各仮設に1人ずつ張りついてきちゃんと説明すると。その近くに借り上げ住宅に入っている人たちも、そこに行けばいつでもわからないところは聞けるというような状況をきちゃんと電力にも要望していかなくてはならないと私は思っていますが、まず第一歩として、郡山事務所といわき事務所にそういう相談室ですか、設けていただくということは非常にありがたいことかなと思いますので、ぜひわかる人を常駐させて、町長の言うようにお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 要望でいいですか。

○11番（渡辺三男君） いや。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 郡山については正式に要請していますので、いわきのほうも要請いたします。しっかりとこれ準備するように努力しますから。

○11番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 今回の改正で、もちろん人事異動も出てくると思うのですけれども、まずは適材適所でお願いしたいということと、あとこの人数の配置に関して、やはり大変忙しい課、係というのはあると思うのです。暇な課というのはないとは思うのですけれども、やはりその辺をよく考えていただいて、大変忙しい部署に関しては人数を多く配置して、それほどでもないところはそれなりの人数とか、その辺をよく考えた上で人事異動をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今ありましたが、そのような形でもう私たちもある程度調整に入っていますので、みな今こういう時期なので、今議員おっしゃるように、ある程度忙しい状況の中には変わりがないということでございますので、その辺は心にしてやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 通常の平常時であれば、職員もいろんなところを勉強させるということで回すのはよろしいかと思うのですが、今こういう災害のときですで、ぜひその辺の合った、職員に合った部署にぜひ配置をお願いしたいと要望いたします。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 復旧係なのですけれども、仕事の中身の一つとして、ブルーシート掛け、屋根への、これあるのですけれども、これはまさかブルーシートかけませんよね、前に懲りていますよね。ブルーシートなんかやったって1週間か10日しか持たないという、それはちょっと表現変えて、中身もそのようにやったほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） これは災害対策、これまで関連用具として何があったということでの列記をしたことであって、規則でもってこの辺調整し、削除

したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 総務課長、マイクロホンをちょっと使ってください。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 屋根ブルーシートがけが復旧係にあるのはというご質問だと思うのですけれども、これにつきましては当時災害関連業務がどのくらいあるのだということでの積み上げの中で、これは出てきておりますが、今後もこういう業務、これからも電話等での対応が出てくることも考えられますけれども、今回規則の中にはこの辺は削除できればと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） ちょっと話がずれているのだけれども、今確かに2回目だか3回目だか知らないけれども、要は東電のほうの経費の中でやっているのはありますけれども、町のほうで私は別にこれここにあってもいいと思うのです、逆に削除しないで。ただ、ブルーシートは持たないから、それは使いませんよねということを言っているので、やる人たちこれから何ばかやっぱり相談あると思いますよ。そのときに、ですからもうちょっとまともなシートでやりますよねということを聞いているのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 私の勘違いで大変申しわけありませんでした。

こういう対応をする部署ということで、復旧係についておりますが、このものについては、町ではなくて、事業者のほうにお願いしていることですので、その辺はブルーシートではなくて、もっと丈夫なやつというのですか、そういうものでお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○12番（塚野芳美君） 終わります。

〔「関連」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 町でシートがけに関係しているのですか、私していないと思うのですけれども、東京電力が全てやっている仕事ですよね、町でなんかシート

がけ、関係あるのですか、これからやるのですか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 町は全然関係はしておりません。ただ、電話の対応等は、どうなっているのだと、そういう対応の窓口として復旧係のほうにお願いしたいということで、今回ここに入れさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 復旧係にお願いするというのは、どこの復旧係なのか、東京電力の復旧係なのか。ただ窓口がわからなくて、町民が役場のほうに言ってやるというケースは多分にあると思います。だけれども、それはわからなくて言ってやる、要は間違いですよね、そのとき間違いだとは一概に断るわけにはいかないでしようから、これは電力で対応していますよとかどうのこうの多分言ってやると思うのだ、だからそういう文言は全くこういうところに入れないほうが、私はわかりやすいのかなと思うのですが、どうでしょうね。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今議員おっしゃるような形で、現在もうやっておりますので、そういう形で今後もやりますし、この辺今後規則でもってどうするかということでちょっと考えさせてください。よろしくお願ひします。

○11番（渡辺三男君） はい、わかりました。

○議長（宮本皓一君） あとありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 先ほども話しましたけれども、私は生活環境課、産業振興課、都市整備課、この中の災害関連業務、もう一回よく見直した状態で統廃合をして、なおかつ富岡町に近いところ、いわきならいわきのどこか借りて、新しい部署をつくるなり、何か考えて方策を考えないと、本当におくれていきますよ。一日一日おくれるだけで、前進はしませんよ。何回も私言っているのですけれども、本当にやる気あるのだから、それだけ教えてください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今回の10月1日につきましては、先ほど係長のほうからありましたけれども、今回最低限のということで異動を、年度途中ということもありますし、こういう形でやらせていただきたいと思います。今後10月1日以降、また今議員おっしゃるように合った機構の見直しを進めるべく、幹事会もそのままございますので、それによって対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） とにかく私、今回初めて話するわけではないし、大体1年ぐらい前から言っているわけですし、これ10月以降というのであれば、私はこの改革案に反対しますので、それと同時に、今後一切執行部には協力しませんから。そこまで言う会議ではないのは十二分わかりますけれども、現地は待っていませんからね、日々待っていません、富岡町のふるさとは。机の上だけで考えてやるのならばやってください。私は、一切執行部には協力しませんから、今後、それだけははつきり言っておきます。協力させるのであれば、改正案を本会議に出すときに直してください。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 答弁できますか。総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今の話もあれですけれども、今後対応できるとすれば、その係の中で若干の、今回もインフラとか建設管理係とか、復旧係のほうである程度は対応をさせてもらったつもりでございますが、今議員おっしゃるように、近くにおいて今後そういうものがもっともっと出るといいますか、現地での仕事も多くなるというようなことから、少しでも近いところにおいてそういう体制をつくれということについては、その辺の係の中で都市整あたりの建設管理、復旧係あたりでちょっと人員の調整もし、考えていくべきだと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私、どっちもみんな全て理解はできるのですけれども、町長の答弁と総務課長の答弁が合ってこないのです。町長は、今年度途中だから、こ

れで何とか今回はやらせてくださいと。来年4月の大がかりな機構改革に向けて、今後検討しますと言っているのですよ、全然整合性がとれないのです、一人一人の答弁がばらばらなのです、誰の答弁を我々信じればいいのですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） さっき渡辺三男議員に答弁したとおりで、今回はとにかく賠償係を、窓口をとにかくスタートすると。4月の年度がわりのときに、今高橋議員が言わんとするものを、何とかして大幅な機構改革の中でもっと機能性を發揮できるような、そういうことを考えますので、しっかりとその辺については、その管理は議員が言っていることがどういうことがベターなのか、よくすり合わせしながらそういう体制づくりをしていきますので、確かに今定員割れもあって、提出の中でちょっとこの分は今回新採用、ちょっと応分に採用をする予定です。その中でスタートしますから、今マンパワー不足については、もう少し補充するまでお待ちください。あとは国や県や、あるいはほかの全国の支援できるような自治体に働きかけて、技術的な職員とか、そういう介護関係の福祉の職員とか、そういうものをできるだけ応援していただくような今働きかけをしています。そういうことを含めて、来年のスタートについてはもっと充実した、こういう体制のシステム化をしっかりとつくりますので、どうか今回は少し暫定的な対応ですので、何とかご理解していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） 今のに関連しているのですが、本当にこの計画実行、大変な実行体制をとっていかなくてはいけないということは、町民、私たち議員も百も承知だというふうに考えております。そういったことで、ぜひ仕事する上では、報告連絡相談、そして整理整頓、清掃清潔、そしてしつけというのがございます。ぜひ我々いろいろな企業の中においても、そういった計画のもとにやっておるわけですから、ぜひ今度の4月には間に合うような、いろいろな町民の方がおります。本当にその精通した人もおりますので、そういったところとも相談しながら、やはり計画実行に移せる体制をぜひつくっていただきたいというふうに思います。要望です。

終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、（3）を終了いたします。

午後1時まで休憩をいたします。

休 議 （午後 零時08分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（宮本皓一君） 時間は若干早いのですが、全員おそろいですので、再開いたしたいと思います。

再開いたします。

次に（4）、富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長より説明を求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） それでは（4）、富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、福島県において原子力発電所事故に伴い多くの子供が避難を余儀なくされており、子供の人口は大きく減少し、社会基盤が根幹から揺らいでいる中で、子供の健康を守り、県内で安心して子供を産み、育てやすい環境づくりを進めることを最重要課題として、子供たちが安心して医療を受けられるよう県が補助制度を定めたことに伴い、富岡町国民健康保険加入者である児童の年齢を引き上げるため改正いたすものでございます。

それでは、別紙資料4ページをごらんください。富岡町国民健康保険条例新旧対照表でご説明申し上げます。第4章、保険給付の第6条、一部負担金ですが、第1項第1号の括弧書き中、「15歳」を「18歳」に改正いたすものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成24年10月1日からの施行となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。あり

ませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、（4）を終了いたします。

次に（5）、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、税務課長より説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） （5）、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、平成24年度の国民健康保険税に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の課税のため、所要の改正をするものです。議員ご承知のとおり、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示により、国民健康保険税については全額課税免除となっていますので、平成24年度の所要額の全額が交付金等で補填されることから、医療給付費分、後期高齢者支援金分並びに介護納付金分、それぞれの所要額を貯えるように税率を調整したものです。失業退職者の増加により、国保被保険者が前年に比べ471人増加し、また医療費等の必要額も1億1,700万円の増額となったことから、各区分ともに大幅増となったものです。

それでは、資料の富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。別紙資料5ページをごらんください。

○議長（宮本皓一君） 課長、着席して大丈夫です。

○税務課長（阿久津守雄君） ありがとうございます。

第3条の国民健康保険の被保険者に係る所得割の税率につきましては、100分の4.99を100分の9.55とするものです。

第4条の被保険者に係る資産割の税率については、100分の18.61を100分の34.57とするものです。

第5条の被保険者均等割額につきましては、2万3,800円を2万9,100円に、6ページにかけまして、5条の2、被保険者に係る世帯別均等割につきましては、特定世帯以外の世帯については、2万200円を2万3,100円に、また国民健康保険に加入している75歳以上の被保険者が単身で国民健康保険に残られた場合の世帯、特定世

帶は2分の1として、1万100円を1万1,550円とするものです。

第6条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額につきましては、100分の1.25を100分の2.28とするものです。

第7条、後期高齢者支援金等課税額の資産割額につきましては、100分の7.15を100分の7.89とするものです。

第7条の2、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額につきましては、7,400円を6,700円とするものです。

第7条の3、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額につきましては、特定世帯以外の世帯については、5,100円を5,300円に、また特定世帯は、2,550円を2,650円とするものです。

7ページをお開きください。第8条、介護納付金課税被保険者に係る所得割額につきましては、100分の1.05を100分の2.15とするものです。

第9条、介護納付金課税被保険者に係る資産割額につきましては、100分の5.76を100分の7.50とするものです。

第9条の2、被保険者均等割額につきましては、8,500円を7,800円とするものです。

第9条の3、世帯別の平等割額につきましては、3,600円を4,600円とするものです。

次に、第23条、国民健康保険税の減額ですが、第1項第1号は、7割軽減する世帯の減額等の改正で、アの国民健康保険の被保険者均等割額を1人当たり1万6,660円を2万370円とするものです。8ページをごらんください。イの国民健康保険の世帯別平等割は、特定世帯以外では1万4,140円を1万6,170円とするものです。また、特定世帯につきましては、7,070円を8,090円とするものです。ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額では、1人当たり5,180円を4,690円とするものです。エの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額につきましては、特定世帯以外の世帯では3,570円を3,710円とするものです。また、特定世帯につきましては、1,790円を1,860円とするものです。オの被保険者均等割額につきましては、5,950円を5,460円とするものです。カの世帯別平等割額につきましては、1世帯当

たり2,520円を3,220円とするものです。

同条第2号のアの被保険者均等割額1万1,900円を1万4,550円とするものです。

9ページをごらんください。イの世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯では、1万100円を1万1,550円とするものです。また、特定世帯では、5,050円を5,780円とするものです。ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額では、1人当たり3,700円を3,350円とするものです。エの世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯、2,550円を2,650円とするものです。また、特定世帯は、1,280円を1,330円とするものです。オの介護納付金課税被保険者の均等割額は、4,250円を3,900円とするものです。カの世帯別平等割額につきましては、1世帯当たり1,800円を2,300円とするものです。

同条第3号アの被保険者均等割額は4,760円を5,820円とするものです。10ページをごらんください。イの世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯は、4,040円を4,620円とするものです。また、特定世帯は、2,020円を2,310円とするものです。ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、1,480円を1,340円とするものです。エの平等割額の特定世帯以外の世帯は、1,020円を1,060円とするものです。また、特定世帯は、510円を530円とするものです。オの介護納付金課税被保険者の均等割額は、1,700円を1,560円とするものです。カの世帯別平等割額は、720円を920円とするものです。

附則、15につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものです。

なお、施行期日については、平成24年4月1日からとなります。

また、改正後の条例の規定は、平成24年移行の年度分、国民健康保険税に適用する旨規定するものです。

以上、改正の内容となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 济みません、ちょっと教えてほしいのですけれども、ほぼ

いろんなものが全部上がっているのですけれども、後期高齢者と、あともう一つ、介護納付金のところの被保険者の均等割のところだけが値段が下がっているのですけれども、これはどういった理由なのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 後期高齢支援金分のまず一つは、従来どおり国民健康保険の課税については、所得割と資産割と平等割と均等割という4つの分類で課税しております。その中で、所得、資産については応能割、均等と平等については応益割ということで、それを50%ずつの比率によって課税されております。その中で、前年度に比べまして所得割の課税金額が前年度までよりは、退職とか失業等ということで、所得額です、これが保険者の中で10億円ぐらい落ちております。その辺でアップしているというところもあるのですけれども、対象者によりまして介護納付金分については、その辺が5億円ぐらいで半分ぐらいに落ちているというところがありまして、多少計算上動きがあります。その構成員の中の資産割あるいは所得割で多少上下するというところが出てきます。

以上であります。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） よくわからなかつたので、後でよく聞きます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） この中で三、四力所出てくるのですけれども、その中の資産割額、これ固定資産税額に基づくわけですけれども、いつの固定資産税額をベースにするのですか。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 通常の資産割額でいけば、24年4月1日現在の資産割で積算すべきなのですけれども、今回は県のほうの指示によりまして、激変緩和ということで、平成23年4月1日付の固定資産税の評価のほうで計算させていただいております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） それ県からのほうの指導でと言われると困ってしまうのですけれども、現在ですから、我々のだから固定資産の評価そのものをやり直さないと確定できないものですよね。この23年4月1日現在の価値なんていうのは全く当てになりませんよね。でも、あくまでも事務的にその値をはめ込めるということですか。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 平成24年度の資産に関しましては、確かに議員おっしゃるように震災以降の見直しというのも、ちょっと今現在富岡の場合ですと、一律率を受けて試算しても、率がゼロということで価値的にはゼロというような形にしか出てきませんので、この辺が一番の問題ということで、県のほうからも23年度の資産割を使うというような形に来ているのだと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） そういうことですと、富岡一町の話ではもちろんないわけですけれども、資産価値がないものを勝手に税率掛けてくるというのもいかがなものかと思うので、今後この健康保険税だけではなくて、固定資産評価額というのは、これ基礎的な数値が失われているわけですから、これはでは今後どうするのか、それを示していただきたいのですけれども、もうこれ3回目ですから、ちゃんとわかるように言ってください。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 現在のところ、避難中については固定資産税については課税しないというような国のほうからの通達もありますので、その辺を見ながら、今後資産税の評価というのをどういうふうにしていくか、国のほうとも協議していくみたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今の固定資産税なのですが、避難中は固定資産税をかけないと国の指導があると、その避難というのはどの時点で避難でなくなるのですか。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君）　国税庁のほうの考えでは、大部分の町民が帰還した時点というような解釈で通達のほう来ております。ですから、大部分というのはほとんどの町民が帰ったというような考え方のかなというふうに私のほうでは考えております。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　国のほうは、何をおいても全て無責任な回答しかないのです。税務課のいろんな会議の中で、避難市町村の立場としてどういうことを言っているのか、国が右と言うから右を向くのか、左と言うから左を向くのか、それともどういう要望、要請をしているのかお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君）　ただいまの一番私ども税務の中で問題になっているのは、国税の所得の申告について、猶予のままでもう二年おります。この点で、町民の方の課税に対する情報が得られないというのが、まず一つありますし、これは市町村県民税のほうにも影響しております。その辺を国にもその辺の方向性を示してほしいというような話はしておりますが、これについてまだいまだに11町村に関しては猶予のままというような形なので、その先の方向性を示してほしいという話は県を通じて各避難している市町村の中で要望しておるのですけれども、これが一番の問題というふうに考えております。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　当然國もそうだし、行政、市町村も全く税金なしでは全てが成り行かないということはわかっていますが、我々避難住民に対しては全て、先ほども言いましたが100、ゼロですから、そういう部分も全てやっぱり國が面倒見るという義務が私はあると思うのです。今職場に行って働いて、給料を取っている、取っていない、そんなのは別問題ですよ。我がうちの財産、全てをもう國の一声で投げ出して我々は逃げ惑っているわけですから。今まだ1年半しかたっていないのに、そんな税金取る話なんか誰も聞かないですよ。町民誰もそんなのは了解しないし、私も了解できません。

○議長（宮本皓一君）　税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 今後ともその課税についての協議についても県を通じて国の方に訴えていきたいと思いますので、ご了解のほうをお願いいたします。

○11番（渡辺三男君） はい、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、（5）を終了いたします。

次に（6）、その他についての件を議題といたします。

執行部からありますか。

出納室長。

○会計管理者（遠藤博美君） 議員のお手元にある義援金集計表について、報告と説明させていただきます。

表題部の1ページ目になりますが、22年度、23年度、24年度というような形で、その金額、件数が入っていますが、1ページをめくっていただきますと、22年度分が1ページに載っています。2ページ目につきましては、2ページから14ページにつきまして、23年度分ということで載っております。あと15ページと16ページについては、24年度分、9月3日までの分を計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ただいま義援金の集計表について説明がありましたが、これは皆さんからご意見ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） ないですね。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、私のほうから物資の提供者ということで名簿を皆様方の机の上にお配りさせていただきましたので、これにつきましてもご報告申し上げたいと思います。

これにつきましては、今回の震災により提供を受けた物資につきまして一覧表で配布させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。ただし、これは直接ビッグパレットに持ち込まれたものを記載したものでありまして、直接施

設、仮設等に持ち込まれたものについては記載はされておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

また、この中で物品が何だかわからないというふうなこともございますが、あの混乱の中で、ただ持つていって名前を書いて置いて置いていたというようなものもございまして、これについては今後も精査をしていくつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

これについても皆さんからありませんね。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ちょっと見て、これ私見つからないのかどうか、車とかそういう物品も寄附いただいたらり、リースで貸していただいたらりしている分、リースというより、所有権は移転しないで、そのまま貸していただいているものとかがあると思うのですが、それ出ていますか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） このほかに今議員おただしのとおり、車、県のほうからガリバーを通じまして数台来ております。そのほかにもあるかと思いますので、これらについては会期中の中でお示ししたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○11番（渡辺三男君） はい、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか、執行部。

なければ、議員の方で。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 町長にちょっとお尋ねします。

最近の新聞の一法律賠償の件なのですけれども、国と町の住民説明会でも住民の方から意見出たように、国ほうで最近一法律賠償の富岡町の考え方が、他町とのバランスの関係で難しくなってきたというニュアンスなのですけれども、その辺の今までのいきさつをちょっと細かく聞いてみたいと思っていたのですが、今まで例えば町長が富岡町の5年間帰町しないと、そういう場合に一律で全損賠償だよという

ことをここで説明を聞いて、では議会のほうも住民のほうにそのように説明してもいいですかということをお伺いして、いいですよということで私も案内してきた関係上、どうなっているのだと、全然話が違うのではないかというふうに言われて、私も困っているものですから、町長が国の誰とそういうお約束をしたのか、それに異議を唱えているのが誰なのか、そういった点。そのお約束も文書化して、ちゃんとこれは全然ひっくるめられるものではないよと、そういう程度のものなのか、口約束なのか、その辺も含めて、あと今後の見通し、これは前のようにちゃんと戻るから心配ないよと、そういうものなのか、全く白紙に戻っているのか、その辺を含めてお聞かせください。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　この一律賠償については、さかのぼって2月ころから、そういう考え方で要望活動もいたしております。3月8日あるいは14日、3月16日の賠償紛争審査会の第2次追補発表する前に、その関係大臣、それから総理大臣まで行って、一律賠償、これは土地も建物も、いわゆるこの帰還困難区域であろうとも、解除準備区域であろうとも、この辺についての破損、被災状況、全く同様な状況であると、そういうことの中で、今回区域の見直しが、もし想定されるということになれば、その線上については夜の森の、例えば人口密集の地域が分断された場合、これは片や一括全損と、それとその隣が結局6分の3、2分の1というような状況のあったときについては、これはとてもとても町のほうで対応できないと、そういう考え方と同時に、被災状況から見ても、インフラの状況から見ても、あるいは除染が今後速やかにされても、1ミリという一つの目標値そのものが、果たしてこれが達成できるのかどうか、その5年以内とてもとてもできないということを訴えながら、ずっと3月から総理大臣まで来ました。その時点は、平野文部科学省の大臣ですね、紛争審査会の事務局を担当する文科省の大臣も全くそうだなというふうに大変深く理解していただいている、そういうことも踏まえて、4月に入りましたから、4月12日でしたか、役場の庁舎の大会議室で、松下副大臣初め、関係省庁のいわゆる局長、審議官クラス、もう全てがトップクラスが出席のもとにこの問題について協議し、また町の考え方についてもいろいろと問題提起しながら、とても一律

賠償というものについては絶対これは我々は一歩も引けないという強い信念のもとに、その問題をぜひ受け取ってくれと。

そういう中で、そこでなかなか平行線ではありましたが、その会議が終わる寸前か、終わった直後かな、復興庁の伊藤仁という審議官いるのです。この方が私のところに名刺を出して、町長の考え方極めて現実的だと、できるだけ努力するというお話を承った、これ4月です。その後何回か、その後も全協も開かせていただいて、皆さんにも相談をし、考え方については全会一致で、それについては了承して、意見書として一応はまとめたということも含めて、その後の経過については、7月に入っているこれまでの市町村長とか事務レベルの副町村長の会議の中でも、賠償の問題については相当これについては協議をしています。その間には、国の担当のほうの参事官あるいは審議官、あるいは副大臣クラス等々、何回もそういう中で町は町の考え方を、それを訴えてまいりました。

そこで、今回7月20日ですか、あれ、賠償の公表された、その中身にです、この賠償金の考え方のこの公表の中に、いわゆる不動産、住宅宅地に対する賠償、基本的な考え方、②にです、これ解除見込み時期までの期間を当初に一括払いすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分については追加賠償を行うこと、※印に解除の見込み時期は、市町村の決定があれば踏まえて決定することとしているが、事前に特別な決定がない場合はということで、そういう文言を入れていただきました。これは、すぐ私もこの7月20日の公表の直後に、その翌日ですか、電話でこの伊藤仁審議官に確認しました。この条項については、伊藤審議官、私どもの提案について、これに文言をつけ加えてくれたのですねと言ったら、そうです、そのとおりですと。では、どうもありがとうございましたと。では、電話では失礼ですから、近いうちに直接行って、御礼と確認に行きますと。7月26日に私、町長会議あって確認しましたけれども、7月26日に伊藤仁審議官の復興庁に行って御礼を申し上げ、間違いなくこれ一括払いというふうに理解していいのですねと、そのとおりですと、こうなったわけです。

その後、8月に入って、8月二十何日か、区域の再編の事務方のあれで、参事官、審議官、熊谷審議官初め、来たときに、私は別な、当初冒頭には出席して、いろいろ

る挨拶等、協議をして、それから私は退出して、別な公務のほうにかかわったのですが、その中で担当等の協議があった後に、この問題、須藤という参事官が、いや、これは一律賠償といつても、なかなかこれについては厳しいという話、初めて8月の二十何日だったか出て、私それ聞いて、それでそれを聞いてすぐに熊谷という復興庁の、経産省だね、この間も住民説明会で来ていた熊谷審議官、の方を呼びつけたのです。このような話があったけれども、それについては事実なのかと。そうしたら、今のところ政府で大臣関係、関係大臣が難色を示しているのだという話がありまして、それでそんなばかな話ないだろうと。それは何が原因なのか、現地も何も見ないで、そうやって一律ということがなかなか官僚が、官僚ではなくて大臣だね、いわゆる政府側、これはあなたたちの段階を我々は信用したのに、それがこれを覆すのかということで、では直接町の現状をつぶさに確認してくれということで、8月30日にそれぞれ関係省庁、だから国土交通省やら経済産業省やら、環境省、文科省、その他です、二十数名ぐらいおりましたか、つぶさに府内一円の被災状況を見ていただいて、役場でその後午後1時半から1時間半にわたっての現場の見た後の協議を意見交換をしたわけです。そのとき国交省の担当の中村次長からも、この間お渡ししたロードマップ、町のインフラ関係とか、そういうものを見て、現地を見た状況では現実的な工程表だと、そういうふうに承り、熊谷審議官についても、やはり現地初めて見たけれども、本当にこれはこのぐらいかかるようだねと、そういう率直な話を承りました。

そういう中で、私のほうでももっと早く議会のほうにもこれ相談すればよかったですのだけれども、1週間のずれあります申しわけなかったのですが、区長会でたまたまある区長から質問ありますて、本当に町のほうで一律賠償で要求しているけれども、本当に大丈夫なのかという質問があって、そこでちょっと私も抽象的で、大臣、官僚とまたちょっと相違があって厳しいと、若干の温度差があるというような話が、ここまでしか言えなかったのですが、それが新聞に出た。それからです、その後準備説明会に入ったということでございまして、それからその後の動きについては、一昨日2人の大臣に行って、それぞれ異論を申し上げ、結果的には冒頭の挨拶の中で、町と今後十分に協議しながら、そしてまた国は国の方で精査していく

ということで、本日も別な担当者が現地に入ったと。要するにインフラがそんなにかからないのではないかと、そういうような感覚、5年もこれからかからないのではないかという話の情報もちょっと入っている。ですから、除染は当然これ1ミリ目標ですから、これは当然東電も、5年では達成できないのがたくさんあるわけです。インフラが、平野大臣とのやりとりでも、インフラはちょっと甘過ぎるのではないかということは、きのう、おととい話があった。常磐線がインフラの大きなあれでしようと、常磐線もあるし、あるいは上下水道、道路、そういうものが、大臣が考えているような、今後3年、4年でできるということであった場合にしても、いわゆる教育、医療、福祉、商業施設もろもろのものが全部張りつかないと町民は戻らないよと、そこも考えての話だよということです。

経過はそのようでございまして、ひとつさらに一生懸命これから戦っていかなければならぬと思っています。ただ、今回の国の官僚と政府とのすり合わせがなかなか確認というか、ここまで私たちは確認作業できなかつたということは大変申しわけないけれども、ただこここの賠償の基準にきちっとこれはうたってくれたのは、間違いなく復興庁の伊藤仁審議官、これは確認して御礼を申し上げてきた。それだけは、ひとつ流れとしてはそれなりに漠然としてきたわけではなくて、しっかりとその辺は一連の作業と、それから取り組みについての流れとしては決して問題はなかつたのかなと、こういうふうに思いますけれども、ただ詰めの、本当に国の政府の確認というものが、これは私のほうでは、ここまで確認しなかつたというのは一つの問題点かなというふうに思いますが、しかし、国というのは官僚があって、そこに政府関係閣僚があるっての話だ、それイコールと我々は見ていますし、これが直前になつてそのような状況があつたということは極めて遺憾、納得できないということです。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今の町長の説明では、総理大臣ともお会いしたと、平野さん、細野さん、あとはそういった大臣ともお会いしたけれども、町長が言う条件はきっちりのんだというふうになつていないので、のんだというのは今のお話だと、

復興庁の伊藤仁審議官、その人だけで、それも口頭でのんだということで、文書化はしていないみたいというふうに解釈します。

それで、今後のことなのですけれども、町長は3区域に再編するということを宣言されていますけれども、国から一律賠償の確約がなくても、新聞発表したように区域再編はのんでしまうのですか、のまないのでですか。国もそういう態度に出るのであれば、区域割りを受けますということは撤回するのですか、その辺。

あと住民対策という大事な問題もあるので、私たちも住民説明会で一律賠償のこと言ってしまっているし、あと町当局のほうも広報紙でそういったチラシも配布しているので、これがそのとおりにならなければ、ちょっと住民に対してうそついたことになってしまうので、その2点ちょっともう一回町長からお話しください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 区域の再編については、これは今後の賠償の行方も見きわめながら、議会とよく相談していきたいと、私のほうではこのような状況の中では私なりの判断はなかなか厳しいと思いますので、議会とよく相談していきたいと思っています。ですから、これによって住民からのいろいろな質問、確認、それについては今後の対応として、お互いに問題協議をして、これから取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○4番（安藤正純君） 今まで言ってしまっていることに対する住民に対しての、どういうふうに対応していくのか、これ……

○議長（宮本皓一君） 今ほど言われました住民に対する対応、今後のその分が答弁漏れということで。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 住民の対応については、この経過はやはり明白に情報流さなければならないと思います。国のほうとのいろんな今経過報告を含めてです、結局町の一律賠償というものについては、しっかりとこの賠償基準の中でうたっていると、これそのものが私としては確認作業です。だから、それ以上のことは何も、私のほうではこれを確認作業してきたということです、この賠償基準の公表の後です。ですから、ここまで理解してもらいたい。あとはその後の政府側、国の考

え方について変化があるとすれば、我々も厳しい対応をせざるを得ない、これ裏切られたわけですから、逆に言えば。もう私としても納得いかない、そういうことです。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 町長言うように、私たち町執行部から言ったことをそのままのまにしてやっていたので、議会も町もやはり裏切られたということにはイコールな関係だと思っています。私たち町民に、「安藤、おまえこう言ったべ」というふうに責められていますので、やはりそのところはきっちり説明責任があると思うので、納得いくような説明を町も議会もこれからしていくべきだとは思います。

それよりも、まず今までやってきたことが通るようなことを、やはり町も議会も一緒に考えていかなければならぬと思うので、そこで私からの提案なのですけれども、私はしつこいくらい1ミリにこだわっています。1ミリでなければ帰さないということになれば、5年間なんか帰れないのです。だから、富岡は1ミリでなければ帰町しないということを全面的にもう全国に発信すれば、当然除染は1ミリになるまでやることであれば、4年、5年帰れないから、町長が言う5年間戻れない、これに当てはまると思うので、特にそこにこだわってやっていってもらいたいと思いますけれども、町長発言してください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） まず、もちろん1ミリについては、目標は前から私はこれは一貫しています。この一連の経過、流れを考えると、私は国がもう信用できない。そういう意味では、議会とともに國に説明をしてもらう、説明と確認作業をしなければならないと思っています。それについては、ひとつ日程調整させていただきたいと思いますが、それは後で議長とよく相談させていただきますが、そういう考えでいます。とにかく納得いかないです。一貫して今までこう来て、何ら我々の考え方方に落ち度はないですから、ずっと来て、そしてしかも事務レベルの中でもこれだけでも公表の基準の中にもきちっとたって、これを公表後に確認に行ってきて、それで間違いないとなっているのですから、それ以上の問題が、あとは政府の政治家サイドで、官僚と政府との、いわゆるその辺の温度差とすり合わせがで

きていないということになれば、何を信じますか。これは、国民に対するんでもない、もうこれは大きな責任はあると私は思います。ほかの事例だって、結構やっぱりそういういろいろな場当たり性が結構あると私は思いますが、今回は私は絶対納得いかないということで、毅然と対応していきたいと思っています。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 町長、これね、手元にあるかどうかわからないのですけれども、環境省からの、この間全協で答えられなかつたことに対する回答来てますよね。この中で、まず1番目ですけれども、仮設焼却炉が富岡町の小浜地区につくられるのかどうかはまだ確定はしていませんけれども、仮につくられたる場合に、ここでは特措法がどうのこうので1ヶ月に1回ガスをはかるとか何か言っているのですけれども、ただこれは今回焼却するものは放射能及びその他の有害物質、あえて言うならばダイオキシンとか何かも発生する可能性があるので、これがやむを得ず設置されるとした場合には、連続測定、これをぜひ間違なく私はこれ要求してほしいと思うのです。今の法律がどうのこうのなんかではなくて、燃すものが特殊なのです。

それからもう一つ、その次なのですけれども、たまたま広野町云々ということで、どうせいいのです、これ国の管理でやっているのですから。これ実際ここで着手してまいりますで、適切に除染を行っていきますですけれども、実は私がなぜ、いずれ富岡なので、非常に今ここの広野でやっているのを注目して見ているのですけれども、山ね、実際に落ち葉から既にその下の土に移ったのだと、セシウムが移行したのだと思うのです、わかりませんよ、と思うのですけれども、落ち葉なんか取つたって下がらないです、現に困っているのです。この間の会議でも言ったように、浜通り南支所、環境省の、あそこはわかっているのですから、このことは。ですから、それも十分富岡町の場合にも参考にしてほしいのです。

それから、農地のことも、現在問題は解消されていません、されていないのです。何ベクレル、これ公表されていないからわからないのですけれども、農地は何ベクレルで解消されたって国が考えているのかわかりませんけれども、移行率もあるの

で、これ実際に深耕、反転耕、それからゼオライトまいてどうのこうのと、見かけ上の数値は下がっていますけれども、根本的に残っているので、これらのこととは同じく富岡にも該当することですから、富岡の除染が始まったときには、職員をどこか近くに常駐させて、細かに見ていないといろんな問題が出てくると思うのです。

そして、富岡のこの除染の作業を、どこのゼネコンが受けるかわかりませんけれども、最近除染しているところのゼネコンで、一部が採算が合わないといって請負制にしています。作業員の仕事が余りにもというか、なかなか難しくて信用しづらい作業をしているものもあるので、ですからこの辺を町の職員をその体制をとって、それで郡山から通うのでは無理ですから、どこか近くに駐在できる場所を確保して、これらの作業を細かにチェックしてほしいのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 町長、甚だ申しわけなかったですが、前回の全協の中で、国を呼んでやったときの回答書は私宛てに来たものですから、これは議員にしかお配りしておりません。申しわけありませんでした。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 冒頭のですね、焼却施設、減容施設、この間環境省再生事務所で来てくれて説明を受けたものの、これもう話聞いただけですから、今後これはやっぱり住民の同意も得なければならないし、果たしてあそこの焼却施設が駅のところに置いて、しかも駅の東側ですね、JRの東側、JRの西側のこれから町づくりの、そういう中と整合性とれるのかどうか、これも障害なのですよ、逆に言えば。目の前に結局放射性物質の放射するような焼却施設を、減容施設が目の前にあって、果たしてこちらの町づくり、その辺についてのイメージ的に、そんなこともあるので、ちょっと今後もうこの問題についてはよく皆さんと一緒に議論していかなければならぬなと思っています。

あとほかのやつ、ちょっと細かくてわからないのですが、これはうちの除染のほうでちょっと答弁してください。

○議長（宮本皓一君） それでは、生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野善男君） 確かに除染のほうについてのチェックということであれば、職員関係が郡山から往復4時間もかけて現地に入るというのは、今現在

は、今やっていますけれども、非常に疲労がかかって負担になっております。現地に入っても4時間ぐらいしかいられない。事細かなチェック体制はできておりません。それで、今後本格的に除染が実施されるということでございますので、今後はできれば近場に仮の事務所か何かをお借りして、そこで待機しながら現地に入れれば、これにこしたことはないということで、今うちのほうの除染対策班のほうでは考えております。ただ、これについてはインフラ等の整備等もございますので、その辺も調整しながら、町として対応していくかなければならないということで、今後検討事項として進めてまいりたいと思います。

あと連続的に調査を、廃棄の調査をやってくださいという話、今ありましたので、そのことについては環境省のほうによく言って、対応していただくようにうちのほうからも要望したいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 環境省に要望するのではなくて、ちょっとマスコミいるから言いにくいのですけれども、余り信用できないのだから、町が直接チェックしないとダメですよということを私言いたいのです。ですから、町長に対しては、それに伴う要員の確保と場所の確保、そういうことはぜひやってほしいと思うのです。いかがでしょう。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 除染作業についての、町は町の確認作業の人員を確保することですか。

○12番（塙野芳美君） はい。

○町長（遠藤勝也君） これは、担当課の中で、毎日は行ってはいないのだけれども、今まで。消防団も週に何回か行って、定期的にモニタリングやっています。そのほかにもそのほかのチームも町内に定期的に入っています。そういうのも含めて、何かうまくローテーションをつくって、その今言われているような作業も不可能ではないと思うので、それについては十分検討していきます。

○12番（塙野芳美君） いいです。

○議長（宮本皓一君）ほかにありますか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君）実は、夜ノ森駅前が6シーベルトぐらいなのです。その周辺は低いのです、そしたら正面から夜ノ森駅に向かって左側の自転車置き場の下に、JRの用地があるのです。あそこに双葉の駅をやられた瓦れきを山積みにして、それでブルーシートで囲って、あちこち穴あいている。だから、夜ノ森駅前が5.8とか5.9となるのですけれども、あの辺は私、町のどなたかに言ったことあるのですけれども、それは町が責任を持ってJRに言うと言っているのですけれども、そういう経過はあったのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（宮本皓一君）町長。

○町長（遠藤勝也君）夜ノ森駅構内に双葉の前田川の橋梁、上部工が落下した分を運んだ、これ事実です。これ一方的、全然町のほうには報告も相談もなかった。これは、県のオフサイトセンターと相談で、それで移動した。とんでもないということで、これはもう早目にもとに戻してくれと、いろいろとお願ひしてきました。なかなか時間かかりましたけれども、1カ月半くらい前かな、全部撤去してもとに、双葉に持っていましたので、これは今きれいに更地になっています。それで、前田川の橋桁の線量は夜の森より低いですね、低いところから夜ノ森の高いところの構内に持ってきたと、これは報告受けています。いわき駅長から、何で夜ノ森周辺の線路高いかというと、あれは全部夜ノ森の構内は低くなっています。みんなあそこにセシウムというか、あれが集まったのだ。だから、あそここのところには植物園ずっと高いのです。その辺も私はそういうふうに想像をしています。今のご指摘は、もう既に撤去して、もとに戻しましたので、今は更地になっています。

○議長（宮本皓一君）13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君）今のはよくわかりましたけれども、ちょっと私わからないのですけれども、町長ならわかるかなと思うのですけれども、医療費の無料化と高速道路の無料化はいつごろまでなのか、おわかりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）町長。

○町長（遠藤勝也君）　これは、9月いっぱいまでということですが、もう早目にこれについてはいろいろな会議、重要な会議に、大臣との部課長の会議とか、そういうとき私のほうからも強く申し上げています。今のところはっきりした文書では来ないのですが、非常にこれについては脈があります。それについてのあれは継続性が十分あり得ると思っていますので、まだ確定したものはありませんが、今までずっとあらゆる角度から強く継続性をお願いしています。いつまでといっても、小刻みにやっているのだよね、小刻みに。だから、その辺がちょっとどうかなと。きのう、おととい、経済産業副大臣との話の中で、県内はこれは継続するということを話していました。ただ、県外でも桜土水とか土浦の辺、双葉町のみ、その分だけは無料だけれども、ほかには不公平さが出てくるなという、またご指摘も、私はこれはもう不公平だと。県内は大丈夫なような話です。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君）　ご質問の医療品の一部負担金でございますが、来年の2月までは一応確定してございます。その後については、まだ国から等何の通知もございませんで、今後とも要望はしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　よろしいですか。

○13番（三瓶一郎君）　終わります。

○議長（宮本皓一君）　3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君）　社会福祉協議会の会長として町長にちょっとお聞きしたいのですけれども、8月19日の民放のおだがいさまセンターの記事の中で、富岡の避難者の住所とか電話番号の入った連絡帳をつくっているというのがあって、その中のところに7,000世帯全員に配布するというふうに書いてあったのです。僕らは出したのですけれども、当然オーケーをした人の中での連絡帳だと思っていたのですけれども、いろんな意味で携帯が入っていて、相当悪いこと、要らない人は即、必要なものですから、そんなのすぐどこかに配るとか、売るとかしてしまったら大

変なことになるので、やっぱり必要として宣言をした人だけに配るのが本筋ではないかなと思うのですけれども、確認していただきて、その辺町長のお考えをお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（宮本皓一君）　総務課長補佐。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君）　富岡町民電話帳ということで、当然個人のデータなので、個人の同意を得て、今つくっている最中でございます。今議員がおっしゃる全世帯ということなのですが、まずそれについては最初に皆さんにお送りした文書の中に、集まった人以外にも全世帯に配らせていただきますという文章が入っております。それでよければ掲載させていただきますという文章、正確ではないですが、そういう趣旨のことを書いてお出ししました。

あと、なぜその全員に配るのかということなのですが、確かに議員おっしゃるように、リスクはありますので、売買の禁止とか、あと振り込め詐欺に気をつけようといった文面は載せますが、それはそれでだらうとおっしゃられますが、そういう措置はしますが、やはり一つは三宅島でやったとき、最初やっぱりコミュニティーやったとき最初は少ないですね、長くなれば、三宅島も4年半ほど最初の帰島までありましたので、その間やっぱりコミュニティーがどんどん、どんどん薄まっていくので、一方では三宅島ではボランティアというか、有志で始まりました。当然最初の数は少なかったのですが、最終的には3版だか4版までいったはずなのですが、やはりそれが必要だということで、最初登録しなかった人もやはりどんどん、どんどん広がっていって、そのコミュニティーの維持につながったのだという教訓をいただきましたので、リスクはあるとは考えていますが、やはり5年間は最低帰町しないという中では、そういうことも必要ではないかと。その上で同意をとった上であれば、そういう形で少しでもコミュニティーをつないでいくためにやろうというのが、その電話帳の設計の趣旨でございました。

現在のところ、ちょっと聞いたところによりますと、1,790件ぐらい、返ってきたのは2,500ぐらい返ってきたらしいのですが、やはりどんなふうな形になるかわからないという不安もあるようなので、最終的にはそのような形になりましたし、議員がおっしゃられるように、回答はあったのですが、全世帯に配るというのが、

やはり新聞を見逃していたということで取り下げた方もいらっしゃいます。ですから、その方については、当然取り下げて掲載しないといったことが、この電話帳の経過でございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 総務課が担当しているということがわかりましたので、細かいことはこの後委員会とか、そういうところで聞きたいと思いますので、きょうはこれで終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 前に戻るような話になってしまいますが、4番委員さんの質問とほとんど関連するのですが、まさに町長の言うとおり、今まで国を信頼してきたのが根底から崩れたということで、町民に対しては町長を初め、議員はうそつきだというふうな捉え方されていますが、こういう状況が全部町民にも伝わったわけですから、我々今後その名誉回復するために国に強く訴えていく中で、町長のるる説明は聞いて、ほぼ納得はできますが、私考えるには、ライフラインなんか幾ら直ったって、1ミリということを頭に置くとすれば、もう絶対帰れないと思うのです。だから、国は今ライフラインそんなにかかるのかとか、どうだこうだといって、31日ですか、もう見に入ったと。きょうも入っているということをお聞きしましたが、そんな無駄なことやっているのだったら、本当に放射能数値が5年の中で除染しながら目いっぱい除染していっても、どれだけ下がるかの検証のほうが先だと思うのです。

それで、そういう中で試験除染をいろんな町村でやっていますが、50%ほど下がる説明、常にあります。ただ、それは学校のグラウンドとか、公園とか、広い部分をやって効果が上がる話であって、それが100%信用できるデータだとしても、では民間に入ったらどうなのだと、民間に入ったらかなり苦戦するのが私は落ちなのかなと思うのです。民間のデータは一切出してよこさないのです。民間のデータ聞かせてもらって50%軽減しているのであれば、やったとき50%軽減している、3

力月後にまたデータとったら、多少は戻っていますけれども、45%ぐらい軽減しているとかいう、そういうデータをきちっと出さないで、学校のグラウンドだの公園だの道路だの、そんなの我々帰町するときには、学校のグラウンドに帰るわけではないですから、自分のうちに帰るのですから、その辺を強く今後要求していっていただきたいと。

そういう会議の場を数多く、やっぱりこういう席で国の機関を呼んで説明責任を果たしていただいと。我々もそういう部分でしっかりと今後質問していきたいと思いますので、ぜひそういう機会を数多くつくっていただいて、あとは確かに情報保護の部分で、民間のデータは出せないのだと思います。だけれども、百歩譲ると、今の電話帳の問題なんかは、富岡町が健在で、富岡町に住んでいるときには新盆の名前も情報保護だということで、広報に出すのは控えていて、今回は電話帳を出すということなのですが、私は賛成だからいいのですが、やっぱりそういうデータは情報保護に、確かに壁にぶつかるかもしれないですけれども、今回町が復興できるかどうかですから、民間あれだけ除染したのですから、そういうデータも出してくださいよ。そうすることによって、数値が下がっていれば我々も少し安心して、ああ、これは本気になってやれば帰れるのかなとか、下がっていないとすれば、幾らやっても無理なのかなと、そういう判断材料になりますので、マル秘でこれはほかには出さないでくださいというようなことで出してもらってもいいですけれども、そういうことを常に頭に置いて今後進めていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　全く議員と同じ考え方で、一昨日も平野大臣と議論してきました。表、外観だけはそんなに被災していないようだなど、こういうふうな話が大臣から出たのです。とんでもないと、中見に入ってみなさい、中一回も誰も入っていないだろう、もう雨漏りして、それでもうどれだけの高線量だか確認してくださいと、家主の立ち会いのもとに、全部見せますから。そういうことを申し上げて、あとはネズミが繁殖して、もうこれはすごいですね、いろいろな人から私言われています。恐らく現状は、どこのうちもネズミの被害が多々あると思うのですが、そういう状況の中で外観だけ見て、それで国の判断で、いわゆる政治家の判断で、と

んでもない、隣の町と不公平さが何だかと、そんなの我々は現実の中で積み上げての話ですから、それを全く私どもは本当に憤りを感じます。

今のご指摘の家屋の除染の結果は、私も見ていません、まだ。ただ、今確認したら、データは出ていると聞きまして、ちょっと担当課長のほうから答弁いたさせます。

○議長（宮本皓一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野善男君）　モデル事業、実証事業のほうで各家屋についてのデータの収集については、うちのほうに情報は入っております。ただ、1件1件幾ら下がったとか、そういう話ではなくて、今現在皆さんのが報等にも表示しましたけれども、宅地については平均幾ら幾らぐらい下がりましたというようなデータの結果は出してあるかと思います。ただ、1件1件についても、屋根が壊れていて、そこの部分は除染ができなかった部分とか、敷地はやったけれども、宅地については実際にできなかった部分とか、そういう部分のデータということで、今一部環境省のほうからうちのほうに情報として入っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　除染のデータに関しては、ずっとわけわからない説明で、上がっているだけではダメで、それを我々の前に出していただけるものかどうかまで答弁していただかないと、町に上がっていても、我々全然わからないですから。

あとは全く町長の言うとおりだと思います。ライフライン、確かに我々人間生活するにはライフラインも重要ですが、ライフラインがなくても、本来であれば放射能がなければ井戸水でも何でもいいのです。だから、一番ネックになっているのは放射能数値ですので、国はやっぱり20ミリという概念を取らない限りは、我々とは全く同じ道は歩けないのかなと、議論幾らしても平行線をたどるのかなと思いますので、これ放射能数値はやっぱり大きく声を出してやっていかないと、国の20ミリというものは撤廃するくらい声を出していかないと、なかなか平行線にはならないのかなと思いますので、ぜひその辺町長を初め声を出していただき、我々も声出す機会をつくっていただければありがたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） さっき答弁漏れしましたので。

国を呼んで、しっかりと議会ともどもそれを確認と議論し、そしてまた問題提起をしながら、やはり国の責任を追及していくと、これはぜひやりたいです。どうかそのとき一緒に、やはりとにかく追及していきたい、いろいろとご協力お願いしたいと思います。全く20ミリ、これは全然もう論外ですから、そんなのはあり得ない話であって、我々は1ミリ目標達成ということを基本に置いていますので、これをまず第一テーマとして持っていく、そういうことでひとつよろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） その他ありますか。

生涯学習課長、情報の開示できるかどうか。

○生涯学習課長（高野善男君） その件については、国から各個人に了解をもらつて、それが情報公開できるかどうかを確認とつてもうようによく依頼しますので、そのくらいの答弁しかできませんので。

○11番（渡辺三男君） 極力努力方、お願ひします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） データがうちのほうに来ているとすれば、名前を伏せて、それぞれの、抽出でもいいし、あるいは支所内、中でのデータは全部出せると思うのです。これは、ちょっと出させてください、そういうことでやらせて……

○議長（宮本皓一君） 6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） 関連してと思いますが、事実というか、いろんなことに対して、全て関連してくるのかなというふうに思われます。そういったところで、私のう不動産登記という、閉鎖について法務局いわき支局に行ってまいりました。それで、町民7名の方の仏浜地区、そして毛萱地区、釜田駅前地区、皆さんの許可をいただきまして法務局で調査してまいりました。そこにおきまして、釜田地区、これは仏浜地区なのですが、これは5月21日に閉鎖されており、建物が閉鎖されております。それで、毛萱地区、特にこの浜畑地区が、浜畑地区というのは海遊館の前の地区の毛萱寄りのところなのですが、2カ所、3カ所を調べていこうと思ったのですが、1人の方が住所間違っていて調べられなくて、2カ所調べてまいり

ました。ここは、2ヵ所とも閉鎖となっております。

それで、毛蓋地区の一番前川原地区、下がつていったところです。あそこは紅葉川というのかな、あの地区2ヵ所は、言わないのですが、現存のままということで登記上は残っております。そういったことで、私法務局とちょっとこういうことで、どういう根拠で建物、登記のほうの閉鎖されているのかということで聞いてまいりましたところ、航空写真によるとか、何か言葉がもう曖昧だと。要するに、多分こういうことで想定しては大変申しわけないのですけれども、この仏浜地区の焼却炉をつくるための何か施策をしているのではないかなんていうふうに、悪くとるそういうことも考えられるということから、今こうやって町長さん初め、職員の皆さん、そして議員の皆さんが一丸となって補償、賠償、そして早く帰ろうということで頑張っている中において、国はそういったことについて本当に大変な施策をやってがんじがらめにしてくるのではないかなんていうふうには思われるのですけれども、これぜひそういったことで全て関連してくると思うので、いろんなことに対してやっぱり調査しながら、かつそして富岡町の復興のために、やっぱりやつていかなくてはいけないのかなというふうに考えますので、ぜひそういったことも含めて調査研究もしていただければというふうに思います、これに関して捉えていただければと思います。

○議長（宮本皓一君） 抽象的で何を聞くのかわからないな。

○6番（渡辺光夫君） 今そういったことで、封鎖されてきているということを確認、先ほどもちょっと町の関連の人から確認したのですけれども、抹消届です、一部分なのです、これ。全戸ならわかるのですけれども、そういったことも含めて…

…
○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、所有者の了解なしに抹消というのはどういうことなのだから私もわかりません。もし、これが事実だとすれば、よく究明していきたいと思っています。やはり国が、先ほど申し上げましたが、もう信用できないですね、ある知事経験者に私はいろいろと何回も激励を受けているのですが、国は最後はずるいよ、信用してはだめだよと、十分に注意しなさいよと、私はいろいろな面でア

ドバイスを受けてきました。だんだんそんなのを肌で感じてきました。本当に最後は国を信用できません、いろいろな面で。これは、政権の問題と官僚の問題、その辺の信頼関係と連携さがないということもあるでしょうし、全く私は最近、もう信用できなくなりました。今の話が、もし勝手にそういうことをやったとすれば、もうこれは許す問題ではなくて、今後十分に究明していきたいと思っています。総論的にお話ししましたが、本当にどんどん、どんどん風化ばかりではなくて、国の対応が機械的、あるいは力学的に、もう本当に官僚的になってきている、これはもう我々は十分に注意してこれから対応しなければならぬと、こういうふうに思っています。

○議長（宮本皓一君） 6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） そういったことに関してですが、今の要するに法務局においては、震災による倒壊、流出建物は職権によって登記抹消ができるということになっているのですね。そういったところで、やられるのは結構なのですけれども、本当に一部分だけやっているのです。実際は、やらなくてはいけないところをやっていなくて、都合のいいようなことをやっているということを私は今申し上げて、まだ私も今調査していますので、二、三日中にはでき上りますので、今度の一般質問の中においてはそういったことで、私は一般質問しませんけれども、関連議員の方に、これと同じ質問する方に一緒にやらせていただければということでやってまいりますので、ぜひ直接できないところでも、そういった関連するものはやっぱり調べておいて、やはり……

○議長（宮本皓一君） 議員、一般質問は自分でするものであって、人のものを代弁する機会ではありませんので、今の言葉は取り消していただきます。

○6番（渡辺光夫君） 取り下げます。そういったことで、ぜひいろんなことに対してやっぱり調査研究というのは、執行部のほうでもやらなくてはいけないのかなというふうに思いますので、関連したことをぜひそういったことで、この震災において、そして復興において関連したことを調査していただければというふうに思いまして、要望として終わります。

○議長（宮本皓一君） そのほかありませんね。

○11番（渡辺三男君） 関連なのですけれども、うちのところにもそういう議論になって、私ちょっと触れましたが、浪江町の例を言いますと、町のほうから震災被害により実態がないから抹消登記しますよと、町のほうから通達出ているのです。そういった内容のことは、富岡町ではなされていないということですね。早く抹消登記しないと、税法上、今税はかけないような仕組みになっていますので、いいのかなと思うのですが、本来であれば、抹消登記しないと税金かかってきますよね。そういう部分の配慮かなと私は感じ取っていたのですが、富岡町でそういうことなされていないとすれば、本来であればしなくてはならないことだと思うのですが、どうなのでしょうね。これ法的根拠でもう抹消できるというような文面書かれていましたよ。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 職権抹消の話だと思うのですけれども、これ法務局のほうで通常権利証の登記というのは本人が申請して登記、抹消もやるのですけれども、今回大震災で大分大きく津波等の被害で流出してしまって、ないというのが現実的に確認できるので、法務局のほうで職権で個人負担なしで抹消するというのが職権抹消というふうになっているのです。ですから、官報告示でこの部分については法務局で職権で抹消しますというのを、まず最初に告示して、その事務手続で順次やっているというふうに私のほうでは理解しております。ですから、部分的に先ほど6番議員のほうからもありましたが、今いわきの法務局の中で、部分的に仕事しているので、やっているところとやっていないところが出ているのかなというふうに私のほうでは思っております。あくまでも職権ということなので、その事実を確認しながら、法務局のほうで職権でその建物がないというのを確認しながら抹消しているのだと。それは、個人の負担を軽減するためだというふうに理解していただきたいと思います。その確認方法は、先ほど6番議員が言ったように、航空写真等でその建物がないというのを確認しながら職権で抹消しているというふうに理解していただきたいと思うのです。

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 中身は全くそのとおりだと思うのですが、今幾ら法務局で

職権で抹消しようとしても、居場所も何もわからないのですよね、持ち主の。ところが、浪江はちゃんと文書で來たのです。ということは、そういう部分も町がしっかり関与して、なくなった人にはそういう通達を出しているということを言っているのです、私は。法務局独自でどこにいるかわからない人に文書で出せないですから、町が関与しているからこそ居場所わかるのですよね。そういうふうに優しい配慮なのかなと思いますが、そういうことが法務局から町のほうに依頼なかったとすれば、非常に残念なのかなと私は思います。回答はいいです。

終わります。

○議長（宮本皓一君）ほかにありませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君）なければ、（6）を終了いたします。

戻します。

その前に、皆さんに配布になりました東日本大震災以降の譲渡車両の一覧表、皆さん届いていますよね。これは、先ほどの質問あった件に対しての回答ですので、これについてはよろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君）以上で付議事件（1）、平成24年9月定例議会提出議案の説明についての件を終了いたします。

それでは、ここで執行部の皆さん、傍聴の皆さんには退席していただきます。

お疲れさまでした。

この時間、時計で35分まで休憩いたします。

休 議 （午後 2時22分）

再 開 （午後 2時33分）

○議長（宮本皓一君）時間はちょっと早いですが、再開いたします。

続きまして、付議事件2、平成24年9月定例会提出予定の議員発議等についての件を議題といたします。

まず（1）、議員派遣の報告についての件を事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） お疲れさまです。もう少し時間をいただきたいと思います。

ただいま議長から話ありました議員派遣報告の件でございますが、3件ほどございます。内容の説明を原田係長より説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 係長。

○庶務係長（原田徳仁君） それでは、着座のまま説明させていただきますことをお許しください。

まず、議員派遣報告書ということで、資料ナンバー1の1ページから3ページにわたっての内容でございます。報告案件につきましては、応急仮設自治会との意見交換会、これがまず1点。それから、2点目に、東京電力福一、福二の現地調査。3番目に、友好都市杉戸町の表敬訪問という形で報告するものであります。

なお、ちょっと資料のほうの訂正をさせていただきます。ただいま局長のほうから申し入れありまして、1番の「応急仮設自治会」となっておりますが、第8回目から10回目と借り上げ住宅の自治会のほうも含まれているということもありますので、「応急仮設住宅自治会等」という形で「等」を含ませていただきます。

以上、この点を本定例会で報告する案件でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、ご意見をいただきたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、次に（2）、発議第7号 議員派遣の件について、事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） 続きまして、議員派遣の件でございます。今定例会において発議第7号として、内容としましては、福島県町村議会議員研修会とサミットの件でございます。

内容詳しくは係長より説明申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 原田庶務係長。

○庶務係長（原田徳仁君） 資料の4ページをお開きください。発議第7号ということで議員発議の件を発議してございます。

1番目に、福島県町村議会議員研修会、10月22日月曜日にユラックス熱海のほうで開催いたします。派遣議員は、議会議員全員という対象になっております。

また、2といたしまして、第8回全国原子力発電所立地議会サミット、こちらのほうは先般開催されました特別委員会のほうで派遣要請のほうを議長のほうに答申しておりますので、こちらのほうをあわせて議員派遣とするものでございます。

以上2点でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

ご意見を承りたいと思います。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） ないようですので、次に（3）、その他についての件を議題といたします。

事務局長。

○事務局長（角政實君） その他の件としまして、東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書（案）についてでございます。

去る9月3日、双葉地方町村議会議長会の会長より通知がありまして、議長会の中で意見あったということでございます。今後開催される直近の議会において意見書（案）を提出していただき、審議くださるようお願いいたしますという旨の文書が入っておりますので、内容を説明させていただきたいと思います。

説明は係長より申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 原田庶務係長。

○庶務係長（原田徳仁君） それでは、資料の5ページ目になります。こちらが双葉地方町村議会議長会から通知がありました内容でございます。ただいま局長の申し上げたとおりでございますが、9月8日に開催いたしました議会運営委員会まで間に合わなかつたということもありますので、全協で提出をさせていただきました。

5ページ、6ページが町村議会から上げられた参考までの資料ということありますので、7ページから説明をさせていただきます。こちらのほうは発議という形になりますので、定例会中に議会運営委員会を開催し、追加議案という形になろうかというふうに考えております。初めてですので、全部読ませていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書について（案）

上記議案を、富岡町議会会議規則（昭和62年富岡町議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

発議者でございますが、ただいま（案）という形で提出させていただいておりますのは、議会運営委員の方々でございます。ただ、この案件につきましては、全議員がどういうふうに、考えもありますので、後ほどご審議方お願いしたいと思います。

提案の理由で、口頭で説明ということであります、こちらにつきましては大変恐縮でございますが、議長会のほうで決定したことでございますので、議長の口のほうから口頭説明のほう、各議員のほうにわかるようにお願いしまして、当日は発議者となる議運の委員長ということになろうかというふうに考えております。

また、提出先でございますが、記載のとおりでございます。

次です、8ページでございます。町村議会から上げられたことを富岡町議会としてちょっと文面を改めまして掲載いたしましたので、ご審議ください。

別紙、東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書について（案）

平成24年7月5日、衆参両院議長に対し国会事故調査委員会より東京電力福島原子力発電所事故に関する報告書が提出され、今回の事故を「人災」と断定している。

これは、これまでの世界的な原発事故等を踏まえ、各国がその対応をしてきていくにもかかわらず、その事実を知りながらその対応を先送りしてきたことを指して「人災」としている。

このことは、これまでの国策として原子力行政を推進してきた国としての責任が極めて重大なことである。

よって、下記のとおり、国は責任のある対応を行なうよう強く要望する。
記、1、国は速やかに今回の事故を「人災」と認め、被災者に対する責任ある対応をとること。

- 2、被災者の一刻も早い帰還に向け、国が主体的に取り組むこと。
- 3、プラント事故の早急な収束に向けて取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということでございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりました。

ただいま庶務係長よりの説明の中で、議運での発議にするか、全員での発議にするかということがありましたので、皆さんにお諮りしたいと思います。

まず、ご意見があれば賜りたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、従前のように議会運営委員会の名前で発議ということで提出すべきだという方、挙手を願いたいと思います。

〔挙手全員〕

○議長（宮本皓一君） 全員ですので、ではそのように決したいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 上から2行目というか、「東京電力福島原子力発電所事故」となっています、「福島第一」と言ったほうがいいのではないか。「福島第一原子力発電所事故に関する」というふうに2行目で入れないとおかしいのではないかというのが1つと、記の中の2番目で、被災者の一刻も早い帰還に向け、国が主体的に取り組むこと、何に取り組むことか。帰還に向けて、何を国が主体的に取り組むのか。

○議長（宮本皓一君） 私の見解ですが、一刻も早い帰還に向けて、国が主体的に取り組むというのは、除染からインフラ整備、全てのまちまちが入っていることだと考えております。

○12番（塚野芳美君） それはそれでいいです。

○議長（宮本皓一君） これについては事務局長、今塚野芳美君、12番からあったご意見について説明願います。

局長。

○事務局長（角 政實君） 申し上げます。

この町村議長会のほうから、事務局のほうから来たそのままの文書をちょっと掲載させていただいたものですから、私たちちょっと確認できない状況でございますので、これを確認させていただいた上で、訂正するものは訂正して、手直しさせていただきたい。9月定例会のほうに提案させていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 今の話だと、広域圏確認していって、確認して、いや、俺のところでは東京電力福島原子力発電所と言ったのだよといったらそれきりの話なのですけれども、「第一」入れないとおかしいのではないか、別にそれは。この別紙の中で「第一」を入れたほうが正確な表現になるので……

○議長（宮本皓一君） 庶務係長。

○庶務係長（原田徳仁君） ただいま議員から質問ありました点なのですが、まず両院議長に対して報告書が提出された、その名称等を確認させていただきます。その後訂正するものであれば訂正をさせていただきます。確かに議員のほうがおっしゃられた「第一」とつけるのは当然かと思いますが、国会に提出したら報告書等の名称が変わると、ちょっと整合性がとれないかと思いますので、確認をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、付議事件2を終了します。

続きまして、付議事件3、その他についての件を議題といたします。

局長からありますか。

局長。

○事務局長（角 政實君） 最後になります。

定例会等終了後における町執行部との懇親会についてでございます。内容のほう、係長のほうから説明申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 原田庶務係長。

○庶務係長（原田徳仁君） それでは、資料の9ページをお開きください。

こちらのほうでは、定例会終了後における町執行部との懇親会について掲載してございます。理由等については、ちょっとお読み取りいただければと思うのですが、今後開催する懇親会の予定をちょっと掲載させていただきました。各常任委員会、こちらのほうは執行部との初顔合わせということもありますので、各常任委員会で協議という形になりますが、こちらのほうと、それから9月定例会後の決算の時期、それから3月定例会後、当初予算の時期に開催してはいかがかというふうに考えております。

また、25年3月までの予定でございますが、今定例会、9月定例会については、上記に書いてあるとおりですと、本来なら開催しなければいけないかと思いますが、6月に開催したこともありますので、今回は懇親会なしという形にさせていただきます。また、12月定例会も開催しない、それから平成25年の3月定例会は町執行部主催による懇親会のほうを開催したいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりました。

この件について質問のある方、お願いします。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） では、そのようにさせていただきます。

執行部、事務局のほうからはそのほかありますか。

局長。

○事務局長（角政實君） 1つは、議長会のほうで、広域市町村圏組合議会のほうで協議されました件ちょっとございまして、その情報だけ入ってくるのですが、文書等がまだ入ってございません。これらについてちょっと追加日程として提出させていただきたいと。

内容でございますが、高速道路の開通見込みが4年、5年かかる。広野、樺葉、

そしていわきから県、国の出先機関に、相馬、南相馬のほうに向かわれるのには遠回りをしなければならないものですから、3時間、4時間かかってしまう。そういう理由から、広野、楢葉付近に県、国の出先機関を設置していただけないかというような内容のものでございます。それらが今、双葉広域市町村圏組合のほうで煮詰めておりまして、入り次第議員各位にはお示ししたいと思いますので、これが追加日程としてできればよろしいのかなというふうな考えであります。

なお、もちろん議会運営委員会にかけまして、内容を精査していただきまして、当然追加日程に加えるということになろうかと思いますので、よろしくご理解のほうをお願い申し上げたいと思います。

○議長（宮本皓一君） そのようなことですので、これについては先ほどの電話では9月10日に文書が届くというようなことです。当然議会開催中に議会運営委員会を開催しまして、これも議員発議ということで追加日程に加えるようになろうかと思いますので、その辺を皆さんにご承知を願いたいと思います。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） あのときの話だと、そういうふうにしたいということでうちの議長のほうから質問があって、各町の議会に持ち帰って話し合ってくださいということだったのかなと思うのですが、そうですよね。そうすると、町村議会のほうから上がってくるのを待って、そこで審議するということですか。ここでいいか悪いか、当然悪いという人はいないのかなと思うのですが、そこで決議していいとなればそれを出してもらって、その内容でいいかどうか審議するだけの問題なのかなと思うのですが、どうなのでしょうね。

○議長（宮本皓一君） 局長。

○事務局長（角政實君） 今回発議、これは人災の件ですか、人災と認め責任ある対応を求める意見書についてというちょっとお示しさせていただきましたが、そのような流れで進められるのかなと、発議としてとりあえず意見書として提案させていただいて、あと広域市町村圏組合議会のほうでまとめて要望会を、要求活動をなされるのかなと思うのですが、ちょっとその辺補足お願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 舌足らずで申しわけありません。

実は前回の広域圏組合の議会の中で、私が提案申し上げたわけですが、そのことを各町村議会に持ち帰ってという、やらせてくださいというような話があったことは事実です。

それで、皆さんにここでお諮りをしたいと思います。実は、相双地方ということで相馬、それから南相馬方面には国の出先機関、そして県の税務に関する大きな取りまとめをしている相馬税務署等々がありました。それから、県についてもやはり南相馬等にいろいろなものがありまして、そこにいわき方面に、それから帰還している楢葉、広野の方々が郡山経由で行くということになれば、3時間40分、4時間近い時間がかかると。そういう意味で、利便性を図るためにこの出先機関の出張所を南双葉の広野あるいは楢葉につくっていただきたいというような要望なのです。

このことについては、当然国の出先機関については、国に意見書、それから県に対する出先機関については、知事のほうに意見書として提出したいということですが、皆さんこのことについて、そういう意見書を出すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、そのように、先ほどのお話と前後するのですが、10日ごろには広域圏組合の事務局長のほうから意見書の素案が来ますので、それが来た段階で、定例議会開催中の議運を開会するようになると思うのですが、その中で審議して、議員発議ということで提出したいと思います。これについても、議運の皆さんの発議の人数でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、そのように決します。

そのほか議員のほうから。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私、個人事で5分ぐらい釈明をしたいと思うのですけれども、時間をとっていただけますか。

○議長（宮本皓一君） はい、いいですよ。

○13番（三瓶一郎君） 私、大変皆さんにご迷惑をかけておりますけれども、私2年半前に足が痛くて、それであちこち難民生活していたのですけれども、それで西

郷にいるときに、私は整形外科だと思って白河の厚生病院を初め、3カ所ぐらい通ったのですけれども、結局整形外科ではなくて、白河で1年間通ったけれども治らなくて、いわきの共立病院に私の後輩がいますので、相談したらば、いや、それは違うと、神経内科だと、整形外科ではないと。神経内科だから、共立には神経内科がないので、松村先生に神経内科があるから行けと言っても、ここでも治らなかつたのです。ある人に、実は南東北病院に精神内科があるので、そこに通えと言われたので、そこが最も信頼できるなと思って、それで局長に診断書を出したらば、局長は、診断書もいいけれども、何カ月かかるので、完治するのだとお示しいただきたいということで、また再度だったのですけれども、医師法で一応3カ月、3カ月で診断書出しますよということでありまして、今のところ塙野議員に大変お世話になっているのですけれども、病名は簡単に言うと「こむら返し」です、この間議長さんにも話したように。専門用語は私どもちょっとわかりませんので、出されたのですけれども、そんなことでこれからもまだ迷惑かけることあると思いますけれども、ひとつ皆さん、寛大な気持ちでご理解をいただきたいと、こんなふうに思いまして、おわびかたがた今後ともよろしくお願ひしたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） これについては、意見はありませんね。

[「はい」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） そのほか議員の中からありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、付議事件3、その他についての件を終わります。

以上をもちまして、本日の全員協議会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 2時56分)